

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に係る質問書に対する回答書（入札参加資格以外に関する事項）

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
1	入札説明書	7	Ⅲ	10	(1)	ア	② ⑥	(1) 事業実施者が行う業務	② 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査及び⑥建設工事に係る許認可申請等に関して、提案書提出までの期間に関係諸官庁、関係機関との協議、確認、打ち合わせは可能との理解でよろしいでしょうか。	本契約後に実施します。
2	入札説明書	9	Ⅲ	13				売電収入帰属先	電気自動車充電設備における充電量収入も貴組合となりますが、充電設備からの料金回収等の手続きは貴組合の範囲と解釈してよろしいでしょうか。 それとも事業者が回収して貴組合に納付でしょうか。	組合の業務範囲とします。
3	入札説明書	9	Ⅲ	16				事業スケジュール（予定）	現場説明会の予定がありませんが、応募者にて適宜申し込み現場調査可能と理解してよろしいでしょうか。 可能な場合、貴組合によるご説明も要望します。	入札説明書10頁表下の注釈に記載したとおり、市道から確認することは出来ませんが、敷地内へ立ち入ることは不可とし、また組合での説明は実施しません。なお組合への申込みは不要です。
4	入札説明書	14	Ⅳ	3	イ	(ア)	④	各業務を行う者の要件	「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を設計・建設業務期間中に専任で配置できること。」とありますが、設計期間を除く現場工事着手からとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
5	入札説明書	14	Ⅳ	3	イ	(ア)	④	各業務を行う者の要件	「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を設計・建設業務期間中に専任で配置できること。」とありますが、乙型JV（分担施工方式）の場合、要求水準書24頁「建設業法に基づき各工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置すること。」と記載がある通り、建築工事時は建設業法上必要となる建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を専任配置し、清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者は、清掃施設設備を建設するプラント工事の現地工事着工時からとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
6	入札説明書	14	Ⅳ	3	(2)	イ	(イ)	マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件	マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件として、構成員のみとなっておりますが、設計・建設を行う者が必ずしも運営を主体的に行っていない可能性もあるため、代表企業が主体的に運営を行うことを前提に、SPCへの出資の義務付けのない協力企業もお認めいただけますでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
7	入札説明書	24	Ⅳ	4	(9)	ウ	(イ)	著作権	提案書及び設計図書などの提出物は、応募者のノウハウなどが含まれています。審査結果の公表において必要な場合を除き、提出物の取扱は情報公開請求においても対象外（非公開）との理解でよろしいでしょうか。	情報公開請求があった場合、公開可能範囲等について当該事業者と協議した上で公開します。
8	入札説明書	25	Ⅳ	5				予定価格及び入札書比較価格	低入札価格調査基準価格、及び失格判断基準の設定はないと解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
9	入札説明書	25	IV	5			予定価格及び入札書比較価格	設計・建設費業務費及び運営・維持管理業務費の各々予定価格はございますでしょうか。ない場合、各々の上限はなく設計・建設費業務費+運営・維持管理業務費の総額が税抜き予定価格を下回っていれば失格にならないと解釈してよろしいでしょうか。	設計・建設費業務費及び運営・維持管理業務費の各々の予定価格は設定していません。よって、後段については貴社ご理解のとおりです。
10	入札説明書	27	IV	7	(2)		特別目的会社の設立	既存施設工場の運営事業と本事業は別事業であることから、本事業におけるSPCは新たに資本金や融資枠等の設定を行うものであり、既存のSPCによって資本金や融資枠等を引き継ぐことは出来ないとの理解でよろしいでしょうか。 つまり、上記の既設工場の運営管理を受託しているSPCが本事業の運営維持管理業務を継続受託できない（一部業務の受託も含む）との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
11	入札説明書	30	V	5			地元雇用や地元企業の活用	地元雇用に配慮しとありますが、構成市町に住民票があることが条件と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
12	入札説明書 添付資料	添付 -4	添付 資料4				添付資料4 役割分担概念図	マテリアルリサイクル推進施設において、資源物の責任分界点としては資源物の運搬車両への積込及び計量までという理解でよろしいでしょうか。積込のコンテナ等の容器についてはご用意いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 設計・建設業務編P14 表1.10で示す搬出形態のうち、フレコンバッグ、ドラム缶やバールの生成に必要な袋、バンド等については、事業者が用意することとします。
13	入札説明書 添付資料5	添付 -5	添付 資料5	(4)			用地リスク	用地リスクとして「地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの」は組合様のリスク分担となっています。 ① 建設地において土壌汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。 ② 土壌汚染調査は不要と考えてよろしいでしょうか。 ③ 土壌汚染物質の基準値超過が認められた場合、対策工事は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
14	入札説明書 添付資料5	添付 -5	添付 資料5	(4)			用地リスク	用地リスクとして「地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの」は組合様のリスク分担となっていますが、建設用地に埋設廃棄物や産業廃棄物はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
15	入札説明書	添付 -5	添付 資料5	(9)			リスク分担	全期間共通 交付金リスク (9) 建設事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合の解釈ですが、全体交付金額が交付されない場合のリスク負担であり、各年度ごとに予定していた交付金額の増減調整は問題ないことでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
16	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(11)			添付資料5 リスク分担	「一定範囲を超える物価変動」とありますが、「一定範囲」の目安は、改定条件で示されている「1.5%」を示すものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
17	入札説明書	添付 資料 5	添付 資料5	(11)			添付資料5 リスク分担	全期間共通 物価変動リスク (11) 一定範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）にともなう運営事業者の経費増減によるもの、とございますが運営事業者のみならず建設事業者の経費増減も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書第31条に示すとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
18	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(14)			添付資料5 リスク分担	不可抗力の結果生じ得るリスク事象には、「設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等」のほか、「事業費の増加」も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表に記載の設計変更、事業の延期、中段もしくは契約解除等の結果、事業費を見直して増減が発生する可能性があります。
19	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(14)			添付資料5 リスク分担	事業者側「△」は、建設工事請負契約書（案）第71条および運営・維持管理業務委託契約書（案）第54条の「100分の1以下」を負う点に限る、という理解でよろしいでしょうか。	費用に関しては貴社ご理解のとおりですが、不可抗力発生時にご協力をお願いする事項が発生した場合はご協力ください。
20	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(18)			リスク分担	設計段階 設計変更リスク (18) 事業実施者の提案内容の不備又は発注者により判断した不備によるものですが、発注者により判断した不備とはどのようなものが考えられますでしょうか。	設計ミスや計算の誤り、公表図書から予見できた内容の見落とし等について、発注者が不備と判断したものを想定しています。
21	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(20)			リスク分担	設計段階 建設着工遅延リスク (20) 建設事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するものですが、仮に建設事業者の事由による建設工事の着工が遅延したとしても工期を厳守できれば問題ないとの解釈でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
22	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(27)			添付資料5 リスク分担	「運営段階」の「ごみ量変動リスク (27)」において、「施設許容量以下のごみの受け入れ」が事業者「○」と記されています。 「施設許容量」とは、要求水準書でお示しいただいた、年間計画搬入量と理解してよろしいでしょうか。	施設許容量は貴社提案に基づき協議とします。
23	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(27)			添付資料5 リスク分担	ごみ量変動リスクについて、ごみ量減少は事業者にてコントロールできないため、ごみ量減少に起因する売電量の低下や、用役費の縮減による地元発注金額の減少、等については、貴組合の負担としていただけないでしょうか。	売電量については様式第6-15号をもとにモニタリングします。また、地元企業への地元発注金額は、入札説明書添付-14頁(1)ア(イ)及び添付-21頁(3)イ(イ)に示すとおりとします。
24	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(28)			添付資料5 リスク分担	「運営段階」の「ごみ量変動リスク (28)」において、「施設許容量を大幅に超過するごみの処理」が貴組合「○」と記されています。 大幅に超過するごみ量について、「施設許容量」とは、要求水準書でお示しいただいた、年間計画搬入量と理解してよろしいでしょうか。	施設許容量の内容は、No22の回答をご参照ください。
25	入札説明書 添付資料	添付 -5	添付 資料5	(29)			添付資料5 リスク分担	「運営段階」の「ごみ質変動リスク (29)」において、「計画ごみ質に対する一定範囲内のごみ質変動」が事業者「○」と記されています。 「一定範囲」とは、要求水準書でお示しいただいた「ごみ質の範囲」と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書で示す低質ごみから高質ごみの範囲を基本としますが、貴社提案の性能曲線等によります。そのため、様式第6-15号等、計画ごみ質の範囲を超える場合については、貴社提案に基づき協議により設定することを想定しています。
26	入札説明書 添付資料5	添付 -5	添付 資料5	(28)			ごみ量変動リスク	「大幅に超過」とありますが、大幅でない場合であっても事業への影響があることを運営事業者が明らかにした場合には、組合様への応分のリスク分担について協議いただくと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
27	入札説明書 添付資料5	添付 -5	添付 資料5	(30)			ごみ質変動リスク	「大幅に超える」とありますが、大幅でない場合であっても事業への影響があることを運営事業者が明らかにした場合には、組合様への応分のリスク分担について協議いただくと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
28	入札説明書 添付資料	添付 -6	添付 資料6	(2)	ウ		添付資料6 対価の構成及び支払方法 設計・建設業務における対価 改定方法	「物価変動等による改定は、建設工事請負契約書による」とありますが、入札日から契約日の比較においても物価上昇の影響を受ける場合もある為、建設工事請負契約書締結時には、物価変動前の基準日を入札時とする件について協議をさせて頂きたくお願いいたします。	入札説明書のとおりとします。
29	入札説明書 添付資料6	添付 -7	添付 資料6	(3)	ア		算定方法	変動費Bに「変動費Eは含まない」とありますが、変動費Dの誤記と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
30	入札説明書 添付資料	添付 -7	添付 資料6	(3)	ア		添付資料6 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価 算定方法	変動費Bの欄に「注）変動費Eは含まない」とありますが、変動費Eに該当するものがないため、当該部分の解釈について、ご教示ください。	No29の回答をご参照ください。
31	入札説明書 添付資料	添付 -7	添付 資料6	(3)	ア		変動費D	売電単価(kWh/年)の表記は、(円/kWh)の誤記でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
32	入札説明書 添付資料	添付 -7	添付 資料6	(3)	ア		添付資料7 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価 算定方法	変動費D(還元費) = (実績売電量(kWh/年) - 提案売電量(kWh/年)) × 売電単価(kWh/年) × 50%とありますが、貴組合の余剰電力の最大化ならびに売電収益の最大化に貢献するため、変動費D(還元費) = (実績売電量(kWh/年) - 提案売電量(kWh/年)) × 売電単価(kWh/年) × 50% + 事業者提案によって増加した売電収益 × 50%とさせていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
33	入札説明書 添付資料	添付 -9	添付 資料6	(3)	ウ		添付資料6 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価 改定方法	昨今の著しい物価変動を鑑みて、物価変動に基づく改定について、運営・維持管理業務の1年目(令和9年10月～令和10年3月)における対価も改定対象になるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
34	入札説明書 添付資料	添付 -9	添付 資料6	(3)	ウ	(1) 2)	添付資料6 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価 改定方法	「当該指数の改定率を確認した結果、改定率が±1.5%を超える場合、運営・維持管理業務委託費を改定する」とありますが、 ①改定は、費用項目ごとに行う(固定費A/変動費B/変動費C単位ではない) ②改定幅は、各指標の改定幅と同じ(1.5%分は控除されない) という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
35	入札説明書 添付資料	添付 -9	添付 資料6	(3)	ウ	(イ) 3)	添付資料6 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価 改定方法	「(3)運営・維持管理業務における対価 ウ 改定方法 (イ) 改定方法 3)」に「運営・維持管理業務委託費の改定は、当該年度の11月1日時点で公表されている直近1年間の指数の平均値を用いて指数ごとに求め、11月末までに決定するものとする。なお、当該年度の8月1日時点で公表されている値をもとに、8月末までに改定の見込みについて組合へ報告する。」とあります。 「当該年度8月1日時点で公表されている値」については、採取する指数の具体的な期間は8月1日時点の直近1年間との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
36	入札説明書 添付資料	添付 -11	添付 資料6	(3)	ウ	(ウ) 1)	添付資料6 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価 改定の算定式	第1回目の改定では、「前回改定時の指数は令和5年4月1日時点で公表されている1年間の指数の平均値」とされています。 昨今の物価高騰傾向を踏まえ、国土交通省からも通達が発出（「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（国不建第54号））されている中、本事業においても、当該初回基準日はより積算時点に近づけて設定いただきたく存じます。 例えば、運営・維持管理業務委託費の改定に際しては当該年度の11月1日時点で公表されている直近1年間の指数の平均値を用いることから、初回基準は「令和4年11月1日時点で公表されている1年間の指数の平均値」と設定する等のご検討をいただけないでしょうか。	入札説明書記載のとおりとします。
37	入札説明書 添付資料	添付 -11	添付 資料6	(3)	ウ	(ウ) 1)	添付資料6 対価の構成及び支払方法 運営・維持管理業務における対価 改定の算定式	「(3)運営・維持管理業務における対価 ウ 改定方法 (ウ) 改定の算定式 1)」に「第1回目の改定では、Xは事業契約締結時の費用とし、 α における前回改定時の指数は令和5年4月1日時点で公表されている1年間の指数の平均値とする。」とあります。 第1回目の改定（令和9年度分）については令和8年度11月1日時点で公表されている指数をもとに同年11月末までに決定するとの理解でよろしいでしょうか。また、初回の α における前回改定時の指標は令和5年4月1日時点の公表指数を用いますが、改定時の指数は11月1日時点により初回の改定指数を採用する月との相違が生じますがよろしいでしょうか。	前段及び後段ともに貴社ご理解のとおりです。
38	入札説明書 添付資料	添付 -12	添付 資料7				添付資料7 事業者が付保する 保険	保険範囲の重複を避けるため、発注者側にて付保する（予定含む）保険について、ご教示ください。	全国市有物件共済会の「建物総合損害共済」に加入予定です。
39	入札説明書 添付資料	添付 -12	添付 資料7	(1)			添付資料7 事業者が付保する 保険	組立保険にて建設工事保険の補償内容を満たす場合は組立保険のみの加入で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	No38の回答における組合が付保する保険内容を踏まえてご判断ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
40	入札説明書 添付資料7	添付 -12	添付 資料7	(1)	アイ ウ		事業者が付保する 保険 組立保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険の保険契約 者及び被保険者は、「建設事業者」の記載になっていま す。 設計・建設工事は、機械設備工事と土木建築工事の2つに 分かれます。 乙型の共同企業体を組成する場合において、保険契約者及 び被保険者は下記としていただけないでしょうか。 ・機械設備工事 保険契約者＝機械設備工事の代表企業 被保険者＝機械設備工事の関連企業 ・土木建築工事 保険契約者＝土木建築工事の代表企業 被保険者＝土木建築工事の関連企業	貴社ご理解のとおりです。	
41	入札説明書 添付資料-7	添付 -12	添付 資料7	(1)	アイ ウ		事業者が付保する 保険 組立保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険の保険期間 は「着工日から」の記載になっています。 設計・建設工事は、機械設備工事と土木建築工事の2つに 分かれます。 乙型の共同企業体を組成する場合において、この「着工 日」は各々の工事着工日と考えてよろしいでしょうか。	No40の回答をご参照ください。	
42	入札説明書 添付資料	添付 -22	添付 資料9	(1)	ア		添付資料9 提出書類の作成要 領 基礎審査および非 価格審査に関する 提出書類 「副本は次に示す②、④、⑦ごとに左上クリップ留めで提 出すること。」とありますが、提出書類が多くクリップ留 めができない可能性があるため、パイプファイルに綴じこ む形での提出に代えさせていただくことは可能でしょう か。	認めます。	
43	入札説明書 添付資料	添付 -22	添付 資料9	(1)	ア		添付資料9 提出書類の作成要 領 基礎審査および非 価格審査に関する 提出書類 基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類は、袋とじ ではなくパイプファイルで綴じることをお認めいただけま すでしょうか。	入札説明書のとおりとします。	
44	入札説明書 添付資料9	添付 -22	添付 資料9	(1)	ア		基礎審査及び非価 格要素審査に関す る提出書類 「副本は左上クリップ留めで提出すること。」とありますが、提出図書をファイル等に挿入して提出することは禁止 であり、提出書類をむき出しの状態でクリップ留めして提 出する、との理解でよろしいでしょうか。	No42の回答をご参照ください。	
45	入札説明書 添付資料9	添付 -22	添付 資料9	(1)	ア		基礎審査及び非価 格要素審査に関す る提出書類 「左上クリップ留め」に関しましてクリップについてはい わゆるダブルクリップとの認識で問題ないでしょうか。 また、左上クリップ留めだけではなく、書類がバラバラに なることを防止するために紙面左側に穴あけ（2カ所）を 行い、1部ごとに紐やペーパーファスナーなどで簡易的に まとめることは問題ないでしょうか。	前段、後段については貴社ご理解のとおりですが、併せてNo42の回答もご参照く ださい。	
46	入札説明書 添付資料9	添付 -22	添付 資料9	(1)	図1		各書類の袋とじの 方法 「背表紙（白紙）を糊付け」に関しまして、割り印に支障 がない市販の製本テープ（白色）を使用することは可能で しょうか。	認めます。	

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
47	入札説明書 添付資料	添付 -23	添付 資料9	(1)	イ		価格要素審査に関する提出書類	注) 3.に「提出書類①から④の正本を1部同封すること。」とありますが、A3サイズの書類も含まれることが想定されますので、入らなかった場合は角型2号の封筒での提出でもよろしいでしょうか。 また、「提出書類①から④」ではなく、「提出書類①から⑤」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	前段は貴社ご理解のとおりです。 また後段は「提出書類①から④」を「提出書類①から⑤」に修正します。
48	入札説明書 添付資料	添付 -23	添付 資料9	(1)	イ		添付資料9 提出書類の作成要領 価格要素審査に関する提出書類	注3.「提出書類①～④の正本を一部同封すること。」とありますが、封筒の中に①～⑤の正本を同封することと理解してよろしいでしょうか。	No47の回答をご参照ください。
49	入札説明書 添付資料	添付 -23	添付 資料9	(1)	イ		価格要素審査に関する提出書類	委任状（様式第4-2号）で代理人を定めた場合、図2 入札書等の封筒記載例（表）には、代理人氏名の明記、代理人使用印鑑の押印が必要になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、入札封筒（裏）の封印も代理人使用印鑑になるとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
50	入札説明書 添付資料	添付 -25	添付 資料9	(2)	ウ オ		添付資料9 提出書類の作成要領 個別事項	ウ 対面的対話に関する提出書類のタイトルには「全体処理フロー図」の記載がありますが、オ 事業提案書では、提出図書のタイトルに「全体処理フロー図」の記載がありません。オ 事業提案書では「全体処理フロー図」は提出不要と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
51	入札説明書 添付資料9	添付 -25	添付 資料9	(2)	オ		基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	表紙・裏表紙のデザインに関しまして、パースや鳥観図などを用いることは可能でしょうか。	認めます。
52	入札説明書 添付資料9	添付 -25	添付 資料9	(2)	オ	(7) (4)	基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	書類にて提出する正本副本の表紙に記載する内容に関しまして、各提出書類の電子媒体の表紙に記載する内容（事業名、各審査関する書類と分かる表記、代表企業名、提出日）と同様であるとの認識で問題ないでしょうか。	正本については貴社ご理解のとおりですが、副本については代表企業名ではなく、入札参加資格審査を通過した者に交付する応募者名を記載してください。
53	入札説明書 添付資料	添付 -25	添付 資料9	(2)	オ	(7)	基礎審査に関する提出書類	「基礎審査に関する提出書類」に関して、図面等の提出はありますでしょうか。 あれば詳細をご提示願います。	現段階では提出は不要と想定していますが、基礎審査に当たり、仕様確認のために、書類提出後に図面等を求めることがあります。
54	入札説明書 添付資料	添付 -25	添付 資料9	(2)	オ	(4)	提出書類の作成要領 非価格要素審査に関する提出書類	様式6-1～6-25号の提案内容を補足することを目的として、様式6-25の後に資料を添付してもよろしいでしょうか。添付資料が可能である場合、枚数の指定等があればご教示ください。	添付は不可とします。
55	入札説明書 添付資料	添付 -28	添付 資料9	(3)	(キ)	①	添付資料9 提出書類の作成要領	「次に示す提出書類では、それぞれ書類単位で通し番号を付すこと」とありますが、①基礎審査に関する提出書類の通し番号は様式第5-4号から始まると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
56	入札説明書 添付資料9	添付 -28	添付 資料9	(3)	(キ)		記載要領	「非価格要素審査に関する提出書類ではそれぞれの書類単位で通し番号を付すこと」とありますが、様式6-1事業提案書についても通し番号を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	様式第6-1号には通し番号は不要です。様式第6-2号から記載してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
57	入札説明書 添付資料9	添付 -28	添付 資料9	(3)	(キ)		記載要領	「通し番号を付すること」とありますが、基礎審査に関する提出書類と非価格要素審査に関する提出書類については正本と副本で綴じ込む様式数が異なるため、通し番号にずれが生じます。 つきましては、正本にのみ綴じ込む様式について、副本では「正本でのみ提出」と記載した用紙を綴じ込み、通し番号にずれが生じないような方法を採用することでよろしいでしょうか。	No55及びNo56の回答をご参照ください。
58	要求水準書 設計・建設業 務編	3	第1章	第2節	5		敷地	「事業用地は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域関連資料」の赤い実線で示した範囲とする。約3.5ha」とありますが、建築確認申請上の敷地は、同範囲と考えてよろしいでしょうか。または、都市計画決定（変更）敷地は、既存施設敷地と合わせた敷地範囲であるため、この3.5haの事業用地に既存施設の敷地を合わせた範囲が建築確認申請上の敷地となるのでしょうか。 既存施設敷地まで含める場合、その範囲と面積がわかる資料のご提示をお願いいたします。	建築確認申請上の敷地は、添付資料-1の運営・維持管理区域の範囲となります。
59	要求水準書 設計・建設業 務編	3	第1章	第2節	5		敷地	事業用地は現状農地と考えられますが、農地転用の手続きは本工事着工までに組合様にて完了されていると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
60	要求水準書 設計・建設業 務編	3	第1章	第2節	6	ア (ウ)	基本方針	「将来、場外余熱利用施設等の余熱利用する可能性あるため、その際は余熱利用に必要な条件を決定するための検討に協力すること」とのことですが、「場外余熱利用に必要な条件を決定するための検討」までが本工事範囲、場外余熱利用設備は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
61	要求水準書 設計・建設業 務編	5	第1章	第2節	8		立地条件	気象条件として、「(ア)気温最高：38.8℃、(イ)最低-6.0℃」とありますが、空調換気設備の設計外気温に極値を採用することは、著しく経済性や省エネ性に劣ることとなるため、空調換気設備の設計用外気条件としての外気温は、「建築設備設計基準（令和3年度版）一般社団法人公共建築協会」に示される設計外気条件のうち「津」の値を採用するものとしてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
62	要求水準書 設計・建設業 務編	6	第1章	第2節	9	(5)	燃料	「都市ガスを使用する場合、配管の接続に係る工事及び接続に係る諸手続きについても建設事業者の負担で行う」とあるため、諸手続きは事業者負担と考えますが、都市ガス事業者によって施工される敷地まで約1kmの配管工事の工事分担金は事業者の負担範囲と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
63	要求水準書 設計・建設業 務編	6	第1章	第2節	9	(5)	燃料	「都市ガス（中圧A）が、約1km離れた地点まで、．．．」と記載されていますが、非常用発電機の燃料として使用する場合、本ガス管は、認定品と考えてよろしいでしょうか。もし認定されていない場合、認定申請すべき距離をご教示ください。	都市ガスの使用はあくまで事業者提案の一部であり、設計内容によることから、設計時に確認を行うこととして下さい。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
64	要求水準書 設計・建設業 務編	7	第1章	第3節	1	(1)	処理能力	表1.1に「マテリアルリサイクル推進施設で生成される破砕可燃物（1,618t/年）」とありますが、破砕可燃物（1,618t/年）とは粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型家電処理系統にて処理後の破砕可燃物と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
65	要求水準書 設計・建設業 務編	7	第1章	第3節	1	(1)	処理能力	表1.1に「マテリアルリサイクル推進で生成させる選別可燃物（6t/年）」とありますが、選別可燃物（6t/年）とは搬入された粗大ごみの内、粗大ごみ受入ヤードにて選別し、可燃粗大ごみ切断機にて処理を行う可燃性粗大ごみと理解してよろしいでしょうか。	ペットボトル及びプラスチック選別後の可燃物を指します。
66	要求水準書 設計・建設 業務編	10	第1章	第3節	1	(7)	主灰及び飛灰の基準	主灰及び飛灰の粒度条件や受入基準値がありましたらご教示願います。	本要求水準書に記載の基準以外はありません。
67	要求水準書 設計・建設業 務編	11	第1章	第3節	2	(2)	計画ごみ質	表1-8【粗大ごみ、缶、金属類、スプレー缶、小型家電】の計画ごみ質の内、可燃性粗大ごみの設定値は0.05t/m ³ とあります。通常の可燃性粗大ごみに比べ、比重が小さいと思われませんが、可燃性粗大ごみの組成が有りましたらご教示願います。	可燃性粗大ごみの組成についてご提示できる資料はありません。
68	要求水準書 設計・建設 業務編	11	第1章	第3節	2	(2)	表1.8計画ごみ質 【粗大ごみ、缶・ 金属類、スプレー 缶、小型家電】	粗大ごみのうち、可燃性粗大ごみの量もしくは割合をご教示願います。	No67の回答をご参照ください。
69	要求水準書 設計・建設業 務編	12	第1章	第3節	2	(2)	計画ごみ質	表1-8【ペットボトル】の計画ごみ質の内、指定容器等が12.4%と有りますが、ごみ分別ガイドブックを確認したところ、収集方法はネット収集となっています。ネット収集の12.4%（2.5t/日×12.4%=0.31t/日）の指定容器等に該当する物とは具体的には何になりますでしょうか。	収集網袋になります。
70	要求水準書 設計・建設業 務編	12	第1章	第3節	2	(2)	計画ごみ質	表1-8【プラスチック】の計画ごみ質の内、指定容器等が14.8%と有りますが、ごみ分別ガイドブックを確認したところ、収集方法はネット収集となっています。ネット収集の14.8%（7.0t/日×14.8%=1.036t/日）の指定容器等に該当する物とは具体的には何になりますでしょうか。	収集網袋になります。
71	要求水準書 設計・建設 業務編	12	第1章	第3節	2	(2)	表1.8計画ごみ質 【プラスチック】	表題は「プラスチック」との記載ですが、構成市町のごみ分別方法を確認したところ、プラスチックとしての回収は、全て容器包装プラスチックでした。したがって、処理対象物としては、容器包装プラスチックのみとの理解でよろしいでしょうか。なお、プラスチックとありますが、容器包装以外のプラスチック（樹脂系の硬質プラスチックなど）はマテリアルリサイクル回収対象にならない（可燃ごみ扱い）と解釈しております。	現在の容器包装プラスチックのみの収集から、製品プラスチックも含めた収集に変更する計画です。そのため容器包装プラスチックと製品プラスチック（樹脂系の硬質プラスチック）を混合したペールを作成し、容器包装リサイクル協会のルートを通じて資源化する計画です。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第1章	第3節	2	(3)	ア			
72	要求水準書 設計・建設 業務編	13	第1章	第3節	2	(3)	ア	表1.9搬入車両の種類 【プラスチック】	表下部の注記※に「新たに製品プラスチックが分別されることでプラスチックの車両台数が増加することが指定される」とありますが、プラスチックの処理対象物としては、容器包装プラスチックのみとの理解でよろしいでしょうか。 容器包装以外のプラスチックの収集予定時期や硬質プラスチックの混入割合などがあるようであればご教示願います。	前段については、No71を参照ください。 後段については、ご提示できる資料はありません。
73	要求水準書 設計・建設 業務編	13	第1章	第3節	2	(3)	ア (7)	表1.9 搬入車両の種類	粗大ごみの搬入車両が10t車以下とありますが、4t車以上～10t車の搬入台数の既設における実績または計画台数について教示いただけないでしょうか。	車種による記録がないため、正確な実績はご提示できませんが、過去5年間で1回の粗大ごみ搬入量が2tを超える実績は59件あり、5tを超える搬入はありません。
74	要求水準書 設計・建設 業務編	14	第1章	第3節	2	(3)	ア (イ) 表 1.10	搬出車両の種類・ 搬出形態等	小型家電用のフレコンバック、蛍光管用のドラム缶、乾電池用のドラム缶の用意は運営事業者、引き取り業者のどちらの所掌でしょうか。 運営事業者所掌の場合は既存実績から想定される年間見込数量をご教示願います。	小型家電用のフレコンバック、蛍光管用のドラム缶、乾電池用のドラム缶の用意は運営事業者の所掌になります。 年間見込数量については、貴社経験に基づき設定してください。
75	要求水準書 設計・建設 業務編	14	第1章	第3節	2	(3)	ア (ウ)	搬入形態	ペットボトルの搬入形態について、表1.11での排出容器欄には処理対象物のみとの記載がありますが、表1.8の計画ごみ質においては指定容器等との記載があります。伊勢市様HPなどから指定容器は網袋と推測されますが、プラスチック同様にピットに投入する前に指定網袋から処理対象物を取り出す必要があるかご教示ください。	ペットボトルはプラスチックのように網袋に入った状態で搬入されませんが、中身の入っていない網袋が混入する場合があります。なお、網袋を取り出す場所についてはプラスチックも含め、ピット投入後でも可とし、提案によるものとします。
76	要求水準書 設計・建設 業務編	17	第1章	第4節	1	(3)		騒音 表1.14	騒音基準値は、定常運転時の基準値と解釈し、非常用発電機運転時(停電時、点検運転)などは除くものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
77	要求水準書 設計・建設 業務編	17	第1章	第4節	1	(3)		騒音	表1.14の騒音基準値は、非常用発電設備の運転時(停電時、点検時、災害発生時の運転)などは該当しないと考えてよろしいでしょうか。	No76の回答をご参照ください。
78	要求水準書 設計・建設 業務編	19	第1章	第5節	1	(1)		基本設計 (敷地周辺設備)	基本設計図書を作成するにあたり、条例、通達、指導等の解釈について、基本設計初期段階の条件確認(制限行為、明記文の思想、方向性等)等のため、貴組合へ事前報告・了承を得ることを条件に、所轄の関係行政庁等へ事前相談を申し入れてもよろしいでしょうか。主に雨水調整池、鉄塔/受電点、消防関係等を考えています。	貴社提案は認められません。 受注後の協議とします。
79	要求水準書 設計・建設 業務編	20	第1章	第5節	1	(3)	イ	実施設計に当たって参考とする図書	「実施設計は、各種法規及び図書(最新版)に準拠して設計すること。」とありますが、参考とする図書については、契約時点の最新版との理解でよろしいでしょうか。 JIS, JEC, JEM棟の規格についても同様と理解してよろしいでしょうか。	実施設計時点の最新版となります。ただし、契約時から実施設計時において各種法規及び図書が大幅に変更となった場合は、協議とします。
80	要求水準書 設計・建設 業務編	24	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格とありますが、現場代理人に必要な資格とは具体的にどのようなものでしょうか。	資格要件は特に定めていません。 貴社経験に基づき必要な知識と経験及び資格を有する現場代理人を配置してください。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
81	要求水準書 設計・建設業 務編	24	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	現場代理人の配置について、現地工事序盤は主に土木・建築工事であり、土建工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えます。また、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する構成企業から選任することが適任と考えますので、そのような工事進捗に合わせた配置とすることでよろしいでしょうか。	組合の承諾を前提として貴社ご提案を認めます。
82	要求水準書 設計・建設業 務編	24	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	副現場代理人とは、常駐者の中から他職務と兼任が出来るとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
83	要求水準書 設計・建設業 務編	24	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	監理技術者の配置について、構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの認識でよろしいでしょうか。	No5の回答をご参照ください。
84	要求水準書 設計・建設業 務編	25	第1章	第5節	2	(4)	ウ	構造設計担当者による管理	「ごみピット配筋開始から鉄骨建方完了まで、構造設計担当者が施工図・工作図の確認、配筋自主検査及び鉄骨製品自主検査を適切に行うこと。」とありますが、この記述は、ごみピット配筋開始から鉄骨建方完了まで、構造設計担当者の現場常駐するものと考えてよろしいでしょうか。また、同担当者が、施工管理担当も兼任することは可能でしょうか。	現場常駐し、施工管理担当も兼任することを認めます。 本事業設計・建設業務の実務を担当しており、構造設計の内容を熟知しているものが規定する期間常駐することとさせていただきます。
85	要求水準書 設計・建設業 務編	25	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	受電及び系統連系に関わる負担金は、貴組合の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。事業者所掌である場合は、別途精算対象と理解してよろしいでしょうか。	組合の所掌範囲となります。
86	要求水準書 設計・建設業 務編	25	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	電気の引込について、電力会社に支払う工事負担金の記述は有りませんが、工事負担金は組合様の負担との理解でよろしいでしょうか。	No85の回答をご参照ください。
87	要求水準書 設計・建設業 務編	25	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	電気の引込について、中部電力パワーグリッド様より指示される下記の情報を提供願います。 ①取合点の遮断電流値及び受電遮断器の推奨遮断電流値 ②電力会社様の工事実施工程、工事エリア ③その他特記事項等	契約締結後の実施設計のなかで事業者自身で協議願います。 なお、入札参加資格審査通過事業者に対しては、組合が実施した「接続検討回答書」の閲覧を可とします。
88	要求水準書 設計・建設業 務編	25	第1章	第5節	2	(5)	ア	負担金	中部電力パワーグリッド様所掌電気工事（系統連系に関わる工事）期間が、本事業工程内の適切な時期に終了すると考えてよろしいでしょうか。また、終了しない場合は、追加費用、工期について協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
89	要求水準書 設計・建設業 務編	26	第1章	第5節	2	(5)	オカ	残存工作物 地中障害物	残存工作物・地中障害物について、共に「処分すること」と記載がありますが、入札説明書添付資料5リスク分担（案）にて、用地リスク（地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できないもの）は組合殿となっております。要求水準書および添付資料に記載がない物の処分が発生した場合、その費用や工程影響については、ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
90	要求水準書 設計・建設業 務編	26	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、組合の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること」とありますが、撤去費用は協議にて追加精算いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	No89の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
91	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	残存工作物があった場合、工期延長は認められるのでしょうか。 また撤去費用についても貴組合負担との考えでよろしいでしょうか。	No89の回答をご参照ください。
92	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	カ	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により組合と協議し適切に処分すること」とありますが、処理費用は協議にて追加精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No89の回答をご参照ください。
93	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	カ	地中障害物	地中障害物があった場合、工期延長は認められるのでしょうか。 また撤去費用についても貴組合負担との考えでよろしいでしょうか。	No89の回答をご参照ください。
94	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	キ	建設発生土の処分	建設発生土の処分において、汚染土壌等が確認された場合、工期延長は認められるのでしょうか。 また撤去費用についても貴組合負担との考えでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
95	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 出経路	「原則として、事業実施区域の北側に隣接する市道から進入出すること。」とありますが、添付資料-15のStep1市道付替え工事範囲（事業実施区域の東・南側に隣接する道路）から事業実施区域へ進入出してもよろしいでしょうか。	協議のうえ、問題がなければ可能とします。
96	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 出経路	「原則として、事業実施区域の北側に隣接する市道から進入出すること。」とありますが、添付資料-12の構内道路（旧市道/事業実施区域の西側に隣接する道路）から事業実施区域へ進入出してもよろしいでしょうか。	工事期間中、既存施設の搬入出車両が添付資料-12の構内道路（旧市道/事業実施区域の西側に隣接する道路）を使用するため、原則として工事車両の搬入出を行わないこととします。
97	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 出経路	「工事用車両は、原則として、事業実施区域の北側に隣接する市道から進入出すること。」とありますが、貴組合と事前協議の上、許可をいただくことを条件に、北側の進入出口に加え新設する東、南側の市道からの進入出口も設置してもよろしいでしょうか。	協議のうえ、問題がなければ設置可能とします。
98	要求水準書 設計・建設 業務編	26	第1章	第5節	2	(5)	ケ	工事用車両の搬入 出経路	工事用車両の待機は組合の指定する区域とございますが、具体的な場所が決定しているのであればご教示いただけますでしょうか。	原則としては事業実施区域及び既存施設敷地内でスペースを確保することとし、他にスペースが必要な場合は事業者での費用負担により確保してください。
99	要求水準書 設計・建設 業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	コ	仮設工事	貴組合より委託する施工監理者のための仮設事務所は不要とし、共用の会議室のみを、事業者負担で設置すると読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください
100	要求水準書 設計・建設 業務編	27	第1章	第5節	2	(5)	コ	仮設工事	既存施設北側の井戸が設置されている土地区画について、工期中に使用してもよろしいでしょうか。 また、その他で組合様の所有地で貸与できる用地があれば御教示願います。	北側の井戸が設置されている土地区画の使用は認めず、貸与できる用地はありません。原則としては事業実施区域及び既存施設敷地内でスペースを確保することとし、他にスペースが必要な場合は事業者での費用負担により確保してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
101	要求水準書 設計・建設業 務編	27	第1章	第5節	2	(5)	ス	電波障害調査	「電波障害影響調査を実施し、本件施設建設に伴い発生が予想されるテレビ電波障害について、テレビ電波障害防除対策を本工事で行うこと。」とありますが、電波障害影響調査を実施していない現段階において防除対策を見積に反映することは困難です。 電波障害影響調査の実施までを事業者の範囲として頂き、電波障害防除対策費については別途として頂けますようお願いいたします。	貴社ご理解のとおりです。
102	要求水準書 設計・建設業 務編	27	第1章	第5節	2	(5)	ス	電波障害調査	「電波障害影響調査を実施し、本件施設建設に伴い発生が予想されるテレビ電波障害について、テレビ電波障害防除対策を本工事で行うこと」とありますが、電波障害影響調査を実施していない現段階において防除対策を見積に反映することは困難です。電波障害影響調査の実施までを事業者の範囲とし、電波障害防除対策費は本工事対象外と考えてよろしいでしょうか。	No101の回答をご参照ください。
103	要求水準書 設計・建設業 務編	28	第1章	第5節	2	(5)	タ	作業日及び作業時間	工事の制約条件として、入札時点で確定しているものの中に、以下の4項目は含まれないと考えてよろしいでしょうか。但し法令等で定められた制約（3・6協定、特定建設作業）の遵守が前提です。 1. 4週8休／月等の休日指定 2. 土曜、日曜、祝日の作業制約 3. 大型連休等、休日指定 4. 早出・残業時間の制約	休日作業、早出・残業については、事前に組合に報告することを前提とし、貴社ご理解のとおりです。
104	要求水準書 設計・建設業 務編	28	第1章	第6節	1	(1)		使用材料規格	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、次に示す事項を原則とし、事前に組合の承諾を受けること。(1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」とありますが、事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
105	要求水準書 設計・建設業 務編	28	第1章	第6節	1	(2)		使用材料規格	「(2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	組合の承諾を前提として貴社の提案を認めます。
106	要求水準書 設計・建設業 務編	28	第1章	第6節	1	(2)		使用材料規格	「(2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
			第1章	第6節	1	(3)			
107	要求水準書 設計・建設業 務編	28	第1章	第6節	1	(3)	使用材料規格	「国内の一般廃棄物処理施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」と記載がありますが、弊社が製品の品質保証をすることで、弊社以外の建設事業者が納入し稼働した実績があるメーカーの製品を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
108	要求水準書 設計・建設業 務編	28	第1章	第6節	1	(4)	使用材料規格	「(4)検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において組が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、検査立会を要する機器・材料についてご想定があればご教示ください。	契約締結後の実施設計協議時に確認するものとします。
109	要求水準書 設計・建設業 務編	28	第1章	第6節	1	(4)	使用材料規格	「(4)検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において組が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
110	要求水準書 設計・建設業 務編	30	第1章	第7節	3		試運転及び試運転 指導に係る費用	マテリアルリサイクル推進施設で発生する資源物（鉄、アルミ、各種梱包品等）の搬出も組合様の負担との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
111	要求水準書 設計・建設 業務編	32	第1章	第8節	1	(2)	表1.17 引渡性能試 験方法(1/4)	「排ガスの一酸化炭素の項目に記載の「100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを発生させない」は、要求水準書P.10の記載同様で、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインの通り、「100ppm を超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させない」が正と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
112	要求水準書 設計・建設業 務編	33	第1章	第8節	2	(2)	表1.17 エネルギー回収施 設の引渡性能試験 方法(2/4)	5 排水(1)測定場所 放流口付近 とありますが、プラント系排水処理設備の処理水槽（下水放流行き最終水槽）の水質を分析するものとしてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
113	要求水準書 設計・建設業 務編	33	第1章	第8節	2	(2)	表1.17 エネルギー回収施 設の引渡性能試験 方法(2/4)	8 悪臭(1)測定場所「・敷地境界4箇所」とありますが、西側の敷地境界は、事業実施区域の西側（現市道付近）を想定していますか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、測定点は、協議により決定することとします。
114	要求水準書 設計・建設業 務編	33	第1章	第8節	2	(2)	表1.17 エネルギー回収施 設の引渡性能試験 方法(2/4)	8 悪臭(1)測定場所にある排出水について、本事業は下水放流のため、対象無しと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
115	要求水準書 設計・建設業 務編	34	第1章	第8節	2	(2)	表1.17 エネルギー回収施 設の引渡性能試験 方法(3/4)	非常用発電機の引渡性能試験方法は、備考欄の「経済産業局の安全管理審査の合格をもって性能試験に代えるものとする」に該当する「消防検査の合格をもって性能試験に代えるものとする」と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
116	要求水準書 設計・建設業 務編	34	第1章	第8節	2	(2)	表1.17 エネルギー回収施 設の引渡性能試験 方法(3/4)	非常用発電機の引渡性能試験方法の備考欄の「ただし、非常用発電機に内燃力発電機を採用する場合は、不要とする。」と記載されていますが、何が不要になるかご教示ください。	「経済産業局の安全管理審査の合格」となります。
117	要求水準書 設計・建設 業務編	34	第1章	第8節	2	(2)	表1.17 引渡性能試 験方法(3/4)	P34. 作業環境中の二酸化炭素濃度の(1)測定場所 飛灰処理設備室 保証値10ppm以下と記載され、P.18(1)作業環境保全対策ウでは1ppm以下となっています。どちらが正となるかご教示願います。	本施設では、該当の飛灰処理設備室はありませんので、削除いたします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
118	要求水準書 設計・建設業 務編	38	第1章	第10 節			完成図書	「図面はJWCADでも開けるDXF形式でも提出すること。」とありますが、設計協力会社独自の設計ソフト、メーカー購入品等の特殊設計品、メーカー守秘義務等、非開示（PDFのみ可）のものもあります。 対象とする提出物については別途協議の上、ご提出とさせていただきますだけではないでしょうか。	組合の承諾を前提として貴社ご提案を認めます。	
119	要求水準書 設計・建設業 務編	39	第1章	第11 節	1		立会検査及び立会 試験	「指定主要機器、材料の検査及び試験は、組合の立会いのもとで行うが、組合が承諾した場合は建設事業者が示す試験成績書をもって替えることができる。」とありますが、貴組合にご承諾頂いた検査要領書に基づいて検査を実施することで、試験成績書を貴組合の立会検査に代えることができると理解してよろしいでしょうか。	本文に記載の検査及び試験は、立会検査で実施する検査及び試験を示しており、検査（試験成績書の確認）は実施します。	
120	要求水準書 設計・建設業 務編	39	第1章	第11 節	1		立会検査及び立会 試験	「指定主要機器、材料の検査及び試験は、組合の立会いのもとで行う。」と記載ありますが、本要求水準書に記載されている機器で、貴組合における指定主要機器、材料の想定があればご教示ください。	想定している機器、材料はありません。	
121	要求水準書 設計・建設業 務編	44	第2章	第1節	1	(1)	ウ	階段傾斜角	主要通路及びその他の階段傾斜角度について、提案することは可能でしょうか。	主要通路の階段傾斜角は要求水準書のとおりとします。その他の階段傾斜角度については、貴社ご提案によります。
122	要求水準書 設計・建設業 務編	44	第2章	第1節	1	(1)	ウ	階段傾斜角	主要通路は40度以下とありますが、主要通路を除くその他の通路は45°を採用することは可能でしょうか。	No122の回答をご参照ください。
123	要求水準書 設計・建設 業務編	44	第2章	第1節	2			防熱、保温	ボイラやろ過式集じん器等の大型製品については、鋼製波板材（角波）の使用を認めていただけないでしょうか。 また材質については全般的にガルバリウム鋼板の使用を認めていただけないでしょうか。 さらに蒸気系、水、空気、排ガス系の外装材は保温材と読み変えることでよろしいでしょうか。	前段は、要求水準書を原則としますが、要求水準の仕様以上であることを前提に貴社ご提案を認めます。 後段は、貴社ご理解のとおりです。
124	要求水準書 設計・建設業 務編	45	第2章	第1節	2			防熱、保温	「蒸気系の外装材は、ケイ酸カルシウム又はロックウール、水、空気、排ガス系の外装材はグラスウール又はロックウールとすること。」とありますが外装材は保温材の誤記と理解してよろしいでしょうか。	No123の回答をご参照ください。
125	要求水準書 設計・建設業 務編	47	第2章	第1節	7	(1)		火災対策	「消防水利としての防火水槽については、要求水準書添付資料-4 「既存の消火栓配置図」を参考とし、伊勢市土地開発事業市道要綱設計基準を満たすこと。」とありますが、半径120m以内に新設敷地が包含されるように、新設水道消火栓または防火水槽を配置するものとし、いずれの設備も本工事範囲として計画すると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
126	要求水準書 設計・建設 業務編	48	第2章	第2節	1			ごみ計量機	「(4)エ ゲート機（遮断機）」および「(5)コ 計量機手前には、信号機を設けること」とありますが、車両の計量および受付処理を安全・確実に行うことを前提とし、ゲート機または信号機どちらか一方の設置をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
127	要求水準書 設計・建設業 務編	50	第2章	第2節	2	(4)	キ	プラットホーム	「プラットホームに設置される操作盤、スイッチ等は防水防錆仕様とすること。」とありますが、SUS製とするなど設置環境条件に応じて事業者にて最適な仕様で提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
128	要求水準書 設計・建設業 務編	51	第2章	第2節	4	(3)	イ	投入扉	2. (4)イ（プラットフォームにて「災害ごみの搬入を考慮し、大型車でもごみ投入可能～」と記載あります。）投入扉において最大車両である災害廃棄物運搬車（10t車）に対応するものの門数は、1基以上計画するものと考えてよろしいでしょうか。門数のご指定あれば教示願います。	全門を対象とします。
129	要求水準書 設計・建設業 務編	51	第2章	第2節	4	(3)	エ	ダンピングボック ス駆動方式	駆動方式について、「油圧駆動方式又は電動式（VVVF）、空圧式」と記載ありますが、ダンピングボックスの強度を上げることで、ダンピング時に発生する慣性力に耐える構造とすれば、電動式としてもVVVF不採用とすることが可能と考えますが、よろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
130	要求水準書 設計・建設業 務編	51	第2章	第2節	4	(3)	エ	ごみ投入扉及びダ ンピングボックス	ダンピングボックスの駆動方法として電動式（VVVF）とありますが、ダンピングボックスの速度調整を行う目的と理解してよろしいでしょうか。また、実績上調整の必要が無いと考えられる場合、インバータなしで提案してもよろしいでしょうか。	No129の回答をご参照ください。
131	要求水準書 設計・建設 業務編	53	第2章	第2節	5	(4)	キ	特記事項	放水銃は、現場手動、遠隔手動のみで、自動照準はないと考えてよろしいでしょうか。	自動運転（自動照準）可能な装置としてください。
132	要求水準書 設計・建設業 務編	54	第2章	第2節	6	(3)	オ	ごみの単位体積重 量 稼働率算出用	実施方針における質問回答no. 115の回答書より、クレーン稼働率算出用の単位体積密度を0.2t/m ³ に変更すると記載ありましたが、公告時の要求水準書では元のままの0.157t/m ³ でした。実施方針に関する質問回答書の従い、0.2t/m ³ という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおり [0.2] t/m ³ とします。
133	要求水準書 設計・建設業 務編	57	第2章	第2節	9	(4)		附属品	「処理物押込装置」とありますが、処理対象物最大寸法を問題なく処理できる場合は、処理物押込装置を不要としてもよろしいでしょうか。	貴社提案によりますが、重機等で粗解体する場合、安全に作業できるスペースを確保してください。なお、最大寸法は貴社提案とします。
134	要求水準書 設計・建設業 務編	57	第2章	第2節	10			大型木材用破碎機	対象となる大型木材（径300）とは、主にどのような木材を想定されていますでしょうか。また長さについての記載がありませんが、プラットフォーム受付員による受入・搬送が可能な範囲を対象とする認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	山林等から排出される最大径300の木を想定しています。また長さについては貴社ご理解のとおりです。
135	要求水準書 設計・建設業 務編	59	第2章	第3節	1	(5)	ス	ごみ投入ホッパ・ シュート	油圧装置ユニットには浄油装置を組み込むことと記載がありますが、フィルタやマグネット等を組み込むとの理解でよろしいでしょうか。	浄油装置の仕様については、貴社ご提案によります。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
136	要求水準書 設計・建設業務編	60	第2章	第3節	4	(2)	炉駆動用油圧装置 数量	「(2)数量 2ユニット」 「(3)主要項目(1ユニットにつき) イ油圧ポンプ (ア)数量 2基、ウ油圧タンク (ア)数量 1基」と記載ありますが、 消防法上の油圧装置作動油タンク貯蔵数量の縮減を目的とし、以下と計画してもよろしいでしょうか。 「(2)数量 1ユニット」 「(3)主要項目 イ油圧ポンプ (ア)数量 3基、ウ油圧タンク (ア)数量 1基」	要求水準書のとおりとします。	
137	要求水準書 設計・建設業務編	64	第2章	第3節	7	(3)	オ	助燃装置 助燃油移送ポンプ	「(ウ) 他設備への移送がある場合は、それぞれに必要な容量のポンプ及びサービスタンク等を設けること」とありますが、ポンプおよびサービスタンクを設置せずとも、助燃油移送ポンプで直接移送可能で且つ、設備の運用上問題が生じないことを条件に、サービスタンクの設置は不要、として理解してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
138	要求水準書 設計・建設業務編	66	第2章	第4節	1	(2)	オ (イ)	ボイラ鉄骨	ボイラ鉄骨は各缶独立した構造とありますが、水平荷重が建築構造物と干渉しない構造であれば、各缶独立しない構造（共通架構）としてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
139	要求水準書 設計・建設業務編	67	第2章	第4節	3	(2)		ボイラ給水ポンプ	ボイラ給水ポンプは3台(内1台予備)とありますが、3台設置のうち1～2台を交互運転するという理解でよろしいでしょうか。	各ボイラ用に1台専用とし、1台予備を交互運転する想定です。
140	要求水準書 設計・建設業務編	69	第2章	第4節	5	(2)		脱気器給水ポンプ	脱気器給水ポンプは2台(内1台予備)とありますが、2台設置を交互運転するという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
141	要求水準書 設計・建設業務編	70	第2章	第4節	6	(3)		ボイラ水保管剤注入装置	ボイラ水保管剤注入装置について記載がありますが、ボイラ水保管剤として清缶剤、脱酸剤の原液を使用するため、別のボイラ水保管剤はございません。このため個別のボイラ水保管剤注入装置はなく、清缶剤、脱酸剤それぞれの原液移送ポンプを使用する形式で提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
142	要求水準書 設計・建設業務編	73	第2章	第4節	9	(5)	ウ	空冷式蒸気復水器	能力について、「夏期全炉高質ごみ定格運転において、タービン排気若しくは全量タービンバイパス時に全量復水できる容量とする」とありますが、全量バイパスとは、ボイラ発生蒸気の全量から、脱気器加熱蒸気等、プラント運転上必要不可欠なプロセス蒸気を差し引いた蒸気量と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
143	要求水準書 設計・建設業務編	74	第2章	第4節	13	(2)		純水移送ポンプ	純水移送ポンプは2台(内1台予備)とありますが、2台設置を交互運転するという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
144	要求水準書 設計・建設業務編	75	第2章	第4節	14			廃液処理装置	純水装置廃液の中和処理については、排水処理設備において処理するものとして、必要に応じた設置を提案可能でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
145	要求水準書 設計・建設 業務編	78	第2章	第5節	2	(5)	シ	特記事項	ろ布取替え時のスペースを確保し、取替え用のホイストを設置することとありますが、ホイストを使用せずに容易にろ布を交換できる場合は設置しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、貴社提案で同等以上である場合については、協議で決定することとします。
146	要求水準書 設計・建設 業務編	78	第2章	第5節	3			HCl、SOx 除去設備	ブロワの数量が指定されていませんが、事業者提案でよろしいでしょうか。	ブロワは3台（内1台交互運転）を想定しております。
147	要求水準書 設計・建設 業務編	78	第2章	第5節	3	(3)	ウ エ	HCl、SOx除去設備 HCl濃度、SOx濃度	適切な入口HCl、SOx濃度の設定のため、既設工場の年間ごみ処理量と年間消石灰使用量の実績、また使用している消石灰の種類をご教示ください。	焼却量については、組合ホームページでご確認ください。また、既存施設で使用している活性炭入り消石灰の直近の使用量実績はR1：138.39 t、R2：137.91 t、R3：128.21 tです。
148	要求水準書 設計・建設 業務編	78	第2章	第5節	3	(4)	ア	反応装置	付属品に反応装置とありますが、これはどのようなものを示していますか。 ろ過式集じん装置の上流に薬剤を吹き込んで反応させることを想定している場合は削除してもよろしいでしょうか。	前段については想定しているものはありません。 後段については貴社ご提案を認めます。
149	要求水準書 設計・建設 業務編	91	第2章	第7節	7	(3)	イ	煙道	「焼却炉からエコノマイザ入口[SS400又は同等品以上]、厚さ6mm以上、エコノマイザ以降 耐硫酸露点腐食鋼、厚さ6mm以上」とありますが、運営事業における適切な維持管理を前提に、材質、板厚等の選定は事業者による提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
150	要求水準書 設計・建設 業務編	91	第2章	第7節	7	(5)		煙道（煙突）	継ぎ目の溶接は、内側全周溶接とすること。ただし、内部からの溶接施工が出来ない部分についてはこの限りではないとありますが、溶接作業者が内部に入って作業する場合、ダクト径は1500mm程度必要であるため、この寸法以下のダクトは外部からの溶接とさせていただいてよろしいでしょうか。	適切な溶接管理を前提として貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
151	要求水準書 設計・建設業 務編	91	第2章	第7節	8		煙突	<p>「建築構造設計基準」の最新版(本年3月末改訂)では『高さが45mを超える建築物の設計にあつては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する』と明記されております。</p> <p>本件における、煙突は (1) 建屋一体 (3) イ 煙突高：59m とあり、建物一体として計画いたしますが、煙突が建屋一体の場合の建築物の最高高さの扱いは、以下のいずれかが弊社実績上の殆どですが、その判断は所管行政によります。</p> <p>①煙突内には屋内的空間を含まず建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建物高さに算入されない。</p> <p>②煙突は建物高さに算入するが、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さとする。 (内筒天端59m、外筒天端57mであれば建物高さは45m)</p> <p>建物高さの扱いが上記以外となることで大臣認定要となる場合、事業工程のクリティカルパスである建築設計工程に大きな影響を与えるため、所管行政殿にご確認の上、その結果をお示しいただけないでしょうか。</p>	組合として国土交通省大臣の認定は想定していませんが、最終判断は建築確認申請時で決定することになります。	
152	要求水準書 設計・建設業 務編	92	第2章	第7節	8	(5)	スセ	航空障害灯	<p>明野駐屯地からの依頼により航空障害灯を設けるとのご指示がありますが、工場棟本体に設置は不要と考えてよろしいでしょうか。また、施工中のクレーンへの設置が求められる可能性があれば、何m以上の高さにおいて必要になるか、ご教示ください。</p>	前段については、ご理解のとおりです。後段については、クレーンの使用が昼間だけであれば、原則として航空障害灯は不要です。なお、詳細は実施設計時に協議することとします。
153	要求水準書 設計・建設業 務編	92	第2章	第7節	8	(5)	スセ	航空障害灯	<p>「明野駐屯地からの依頼により中光度白色航空障害灯を設ける」とありますが、煙突最頂部の4角のうち対角2角に設置と考えてよろしいでしょうか。</p>	煙突の形状にもよるため、航空障害灯設置要領に則り設置することとさせていただきます。
154	要求水準書 設計・建設業 務編	92	第2章	第7節	8	(5)	ス	航空障害灯	<p>「航空障害灯については、法的な義務ではなく、明野駐屯地からの依頼により設置するものである」とありますが、工事中のクレーンに制限はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	No152の回答をご参照ください。
155	要求水準書 設計・建設業 務編	93	第2章	第8節	2	(3)	エ	灰押出装置 駆動方式	<p>乾式とした場合、油圧方式でないため、駆動方式は事業者提案との理解してよろしいでしょうか。</p>	貴社ご理解のとおりです。
156	要求水準書 設計・建設業 務編	93	第2章	第8節	2	(5)	イ	灰押出装置のマ テリアルシール	<p>「主灰によるマテリアルシールが確実にできる構造とすること。」の記載は、半乾式の灰押出装置を想定しているものと考えますが、乾式採用の場合ダブルフラップダンパ等によるシールにて問題ないでしょうか。</p>	貴社実績ある方式を前提として貴社ご提案を認めます。
157	要求水準書 設計・建設 業務編	94	第2章	第8節	4	(5)	エ	主灰磁力選別機	<p>「回収された磁性物を貯留できる設備を設置すること」とありますが、貯留方法及び貯留容量については事業者提案とすることによろしいでしょうか。</p>	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
158	要求水準書 設計・建設業 務編	94	第2章	第8節	5	(3)	ア	主灰ピット	「容量 7日分以上」とありますが、用水および薬剤等と異なり、灰は施設を稼働するために必要なものではありません。土日祝日に搬出が行えない場合を考慮し、ピット容量は「最大日発生量（2炉運転・高質ごみ）の5日分以上」とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
159	要求水準書 設計・建設業 務編	94	第2章	第8節	5	(3)	ア	主灰ピット	貯留容量の全基合わせて7日分については、飛灰処理装置の飛灰貯留層と合わせて「最大日使用量（2炉運転・高質ごみ時）の7日分以上」とすることでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとし、主灰と飛灰の貯留容量は別々で計画してください。
160	要求水準書 設計・建設業 務編	98	第2章	第8節	9	(3)	オ	飛灰処理物搬送コンベヤ	「加湿ができる構造」とありますが、コンベヤ単独での均一な加湿は困難と思われます。飛散防止を考慮し加湿は混練機を設置することでよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
161	要求水準書 設計・建設業 務編	98	第2章	第8節	10	(3)	ア	飛灰貯留設備 容量	「容量 全基あわせて7日分以上」とありますが、前項で記載のある飛灰貯留槽も含めて7日分以上という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
162	要求水準書 設計・建設業 務編	98	第2章	第8節	10	(3)	ア	飛灰貯留設備	貯留容量の全基合わせて7日分については、飛灰処理装置の飛灰貯留槽と合わせて「最大日使用量（2炉運転・高質ごみ時）の7日分以上」とすることでよろしいでしょうか。	No161の回答をご参照ください。
163	要求水準書 設計・建設業 務編	98	第2章	第8節	10	(3)	ア	飛灰貯留設備	全基あわせて7日分以上とありますが、容量算定の基準は、薬剤貯留装置と同様に2炉運転・最大日使用量と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
164	要求水準書 設計・建設業 務編	99	第2章	第9節	1	(1)		給水設備 共通事項	201ページ第4章第1節2にて、600人以上の一次的避難を想定されておりますが、プラント用水のみ7日分以上の貯留が規定されており、生活用水受水槽については規定されていません。600人分の飲料水を常時受水槽に貯水することは、衛生上も好ましくないため考慮せず、避難者の飲料水の確保等は、伊勢市殿の避難所指定基準等で示される配送物資等で基本的に対応される想定と考え、生活用水受水槽の容量には考慮しないものとしてよろしいでしょうか。	生活受水槽による一時避難者への給水は想定していません。
165	要求水準書 設計・建設業 務編	100	第2章	第9節	3	(1)		水槽類リスト	プラント高置水槽および機器冷却水高置水槽について非設置とし、供給ポンプを非常用負荷にすることで、受水槽＋加圧給水方式を提案することは可能でしょうか。	貴社ご提案を認めます。
166	要求水準書 設計・建設業 務編	103	第2章	第10節	1	(1)	ウ	ごみピット排水貯留槽 容量	貯留槽の容量設定にあたっては、「ごみ1t当たり50Lとして設定」と記載ありますが、ピット内のごみ設定量や実績もふまえ、事業者にて容量を提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
167	要求水準書 設計・建設業 務編	105	第2章	第10節	3	(1)		有機系排水処理	有機系排水処理を設置せず、有機系排水と無機系排水を一体としたプラント系排水処理設備を提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
168	要求水準書 設計・建設業 務編	108	第2章	第11節	1	(5)		共通事項	「工事範囲は特高ケーブル引込み取合点以降」と記されていますので、特高ケーブル引込み工事を含む電力会社から請求される工事費負担金は、貴組合負担との理解でよろしいでしょうか。 もし、建設事業者負担の場合は、公平を期すため想定すべき負担金額をご提示願います。	No85の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
169	要求水準書 設計・建設業 務編	109	第2章	第11 節	3		取合点	実施方針時のご回答より、現在中部電力パワーグリッド様と事前相談中とのことですが、特高ケーブルの引込の所掌範囲は以下の考えでよろしいでしょうか。 ①特高ケーブル管路工事 電力鉄塔付近を取り合い点として事業者が工場棟までの埋設管路及びハンドホール等を施工し、ガントリー等の引込用設備は不要。 ②ケーブル敷設・接続工事 電力会社が、電力鉄塔から工場棟内の「特別高圧受電室」内に設置する「特高受電盤」の1次側端子部までケーブルを敷設及び接続。	貴社ご理解のとおりです。 詳しくは、中電パワーグリッド様で公開されています「特別高圧お客さま受電ガイドブック」をご参照ください。 なお、入札参加資格審査通過事業者に対しては、組合が実施した「接続検討回答書」の閲覧を可とします。	
170	要求水準書 設計・建設業 務編	109	第2章	第11 節	3		特高受変電設備	電力引込について電力会社様との所掌は、下記と考えてよろしいでしょうか。 ①鉄塔から特別高圧受電室内設置特高受電盤までの配線工事は電力会社様 ②鉄塔から特高受電盤までの埋設配管工事は建築事業者 ③財産分界点は、特高受電盤内ケーブルヘッド	No169の回答をご参照ください。	
171	要求水準書 設計・建設業 務編	111	第2章	第11 節	4	(2)	オ	高圧配電盤	進相コンデンサについて、コンデンサ主幹盤を設置しなくてもメンテナンス上問題ないと考えますので、高圧母線に進相コンデンサ盤を直接接続する構成をお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
172	要求水準書 設計・建設業 務編	111	第2章	第11 節	4	(2)	カ	高圧配電盤	主要構成機器に(ク)断路器がありますが、特高受電盤に断路器を設置、また、各高圧配電盤に設置の遮断器の引き出し操作により断路機能を確保出来るため有無は事業者にて提案させていただくことでよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
173	要求水準書 設計・建設業 務編	111	第2章	第11 節	4	(2)	カ	高圧配電盤	(ウ)零相変流器、(オ)地絡方向継電器は、高圧配電盤設置の電気室外に供給するフィーダに該当すると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
174	要求水準書 設計・建設業 務編	114	第2章	第11 節	8	(1)	ア	コントロールセン タ	動力制御盤の形式は、コントロールセンタ（JEM 1195）ではなく、マテリアルリサイクル推進施設と同様 汎用性・市場性・拡張性等に優れた鋼板製屋内閉鎖自立形（JEM1265、電磁開閉器集合盤方式）で提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
175	要求水準書 設計・建設業 務編	114	第2章	第11 節	8	(1)	ウ エ	動力配電設備	コントロールセンター、現場制御盤の遮断器は、漏電遮断器だけではなく、負荷の種類、設置環境に応じて配線用遮断器を提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
176	要求水準書 設計・建設業 務編	116	第2章	第11 節	9	(3)	エ	タービン発電機制 御盤	「(オ)サージアブソーバ 1式」と記載がありますが、機能上、サージアブソーバが不要になる低サージ型遮断器を提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
177	要求水準書 設計・建設業 務編	116	第2章	第11 節	9	(3)	エ (ウ) ③	自動同期投入装置	「中央制御室設置の発電機監視盤からも上記遮断器の同期投入操作がおこなえること。」とありますが、112ページ 第2章第11節 5 電力監視設備 に本機能を持たせることでよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
178	要求水準書 設計・建設業 務編	117	第2章	第11 節	10	(1)	エ	非常用発電設備	(ウ)燃料移送ポンプは、p. 63助燃油移送ポンプと兼用できる場合は、非該当と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
179	要求水準書 設計・建設業 務編	119	第2章	第11 節	10	(4)	イ	非常用発電機	「非常用発電設備の自動同期投入装置及び同期検定装置」と記載がありますが、商用電源・蒸気タービン発電機電源・非常用発電機電源の一連の同期投入機能を蒸気タービン発電機側に設置してその機能を実現する提案をしてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
180	要求水準書 設計・建設業 務編	120	第2章	第11 節	11	(1)		直流電電装置	直流電源装置は、「交流無停電電源装置の電源として計画すること。」と記載されていますが、交流無停電電源装置の入力電源はAC440Vとして提案をしてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
181	要求水準書 設計・建設業 務編	125	第2章	第12 節	3	(3)	ア	カメラ設置場所	カメラ仕様に「ワイパ、回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮した上で、ワイパが無くてもワイパと同等機能をもったドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
182	要求水準書 設計・建設業 務編	125	第2章	第12 節	3	(3)	ア	カメラ設置場所	カメラ仕様に「ワイパ、回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮したうえで、ワイパが不要となる、親水コーティングドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。	No181の回答をご参照ください。
183	要求水準書 設計・建設 業務編	125	第2章	第12 節	3	(3)	イ	モニタ設置場所	ITV装置のモニタ設置場所として「研修室 60インチ以上3台」とありますが、これはP. 223 第4章土木建築工事仕様第2節建築工事 5各施設計画 (2)管理棟計画 イ諸室計画 (ウ)研修室の什器備品等に示される「モニタ60インチ以上を3台設けること」と同一のものと理解してよろしいでしょうか。 その場合、これは第4章土木建築工事 の研修室に納める備品として扱うことでよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
184	要求水準書 設計・建設業 務編	125	第2章	第12 節	3	(3)	イ	モニタ設置場所	表2.5モニタ設置場所の監視対象欄に記載のある「全てのカメラ」は、表2.4のカメラと表3.2のカメラ (p. 197) を指すと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
185	要求水準書 設計・建設業 務編	126	第2章	第12 節	3	(3)	ウ	ITV装置	(ウ)「プラットフォームに設置するカメラのうち、1台は録音機能及び録画機能付きとする。」と記載がありますが、どのような音(何の音、どこの音等)か想定されている事項をご教示下さい。	その場の音声を想定しています。
186	要求水準書 設計・建設業 務編	126	第2章	第12 節	3	(3)	ウ	ITV装置	(ウ)「組合と協議の上、必要な箇所は監視録画(30日間)が可能な設備を設けること。」と記載されていますが、想定されている場所(あるいは箇所数)をご教示ください。また録画期間は7日程度で提案することは可能でしょうか。	録画対象箇所は10箇所程度を想定しています。録画期間は要求水準書のとおりとします。
187	要求水準書 設計・建設 業務編	129	第2章	第12 節	6	(3)	エ (イ)	データ処理端末	データ処理端末の設置場所として「ラウンジ及び展示・学習コーナー」と記されていますが、第4章土木建築工事仕様の中にラウンジという部屋は示されておりませんので、これは「展示・学習コーナー」と認識してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりであり、貴社提案によります。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
188	要求水準書 設計・建設 業務編	131	第2章	第13 節	4		分析・測定器具類	納入すべき分析・測定器具類として「クランプメータ、漏洩電流計、テスタ、検電器、マット」が挙げられています。これらは、P.121 第11節電気設備 12電気配線工事(4)点検器具等にも、「回路テスタ、クランプメータ(漏洩電流測定兼用のもの)、低圧用検電器、高圧用検電器、絶縁マット(パネル正面用)」を納品することとされていますので、双方の要求水準に挙げられた同一機能の器具は各種一式を納品するものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。ただし、詳細は協議によって決定とします。	
189	要求水準書 設計・建設 業務編	134	第2章	第13 節	12	(2)	イ	説明用パンフレット	数量について「(必要部数は建設事業者と組合との協議による)」とありますが、見積するための条件として必要数量をご教示いただけないでしょうか。	一般向け、小学生向けに各1万部、外国語版として英語、中国語、ポルトガル語を各500部とします。
190	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	13節	13	(5)		小型及び大型動物 焼却装置	行政側による搬入の場合は計量棟で受け、ごみ搬入車両動線上にて引取りとありますが、小型及び大型動物のみの専用搬入車両となるのでしょうか。または、枝切や除去した雑草等のごみとの混在による搬入になるのでしょうか。	動物のみの搬入車両を想定しています。
191	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	13節	13	(5)		小型及び大型動物 焼却装置	一般の場合の受付及び引取り場所は管理棟を原則としていますが、見学者や施設訪問者の配慮をした場合、管理棟以外の場所を提案したいと思います。事業者提案は可能でしょうか。	貴社ご提案を認めます。
192	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2 章	第13 節	13	(5)	ア	特記事項	「小型動物(犬、猫等)と大型動物(シカ、イノシシ、サル等)の死骸を焼却処理する単独設備を設けること。」とありますが、焼却炉のサイズを選定するため、搬入動物(特に大型動物)の荷姿についてご教示ください。(例えば、切断済み、冷凍・冷蔵状態、容器に入れて搬入など)	切断無し、常温、容器なしの状態での受入を想定しています。
193	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2 章	第13 節	13	(5)	ア	小型及び大型動物 焼却装置	「小型動物(犬、猫等)と大型動物(シカ、イノシシ、サル等)の死骸を焼却処理する単独設備を設けること。」とあります。すべての動物死骸は動物焼却装置で処理するとの理解でよろしいでしょうか。	動物焼却装置での処理は、一般持ち込みによるものと大型動物を対象とします。なお、要求水準書で示す想定処理量のうち、半数以上が一般持ち込みによるものと想定しています。
194	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	第13 節	13	(5)	イ	小型及び大型動物 焼却装置	小型動物および大型動物の焼却業務は、行政と一般とも受付・引取・料金徴収業務を事業者範囲とする理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、行政に対する料金徴収は実施しないことを想定しています。
195	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	第13 節	13	(5)	イ	小型及び大型動物 焼却装置	小型及び大型動物焼却は、オのように小型または大型の種別と頭数による受付を行い、料金徴収を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	No194の回答をご参照ください。
196	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	第13 節	13	(5)	イ	小型及び大型動物 焼却装置	焼却残渣については、焼却主灰とあわせて貯留・搬出との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
197	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	第13 節	13	(5)	イ	小型及び大型動物 焼却装置	「飼い主の心情にも配慮すること」とありますが、受付・引取までの対応について特記するもので、引取り後の保管期間・焼却実施のタイミングは事業者で計画し、飼い主への遺灰返却は想定しないとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。遺灰返却は想定していません。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
198	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	第13節	13	(5)	オ	特記事項	「年間処理量は、1935頭程度を想定しており、その内70頭は大型動物を想定している。」とありますが、処理能力選定のため大型動物70頭のうち、 ・最大サイズ (L×W×H) ・大型動物の内訳 (例えば、シカ20頭、イノシシ20頭、サル30頭など) について可能な範囲でご教示ください。	大型動物とは、シカ、イノシシ、サル等を想定していますが、最大サイズは限定できません。また、内訳データはありません。
199	要求水準書 設計・建設業 務編	135	第2章	第13節	13	(5)	カ	小型及び大型動物 焼却装置	保冷库の大きさ等の仕様に関しては、事業者想定との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
200	要求水準書 設計・建設業 務編	136	第3章	第1節	2	(6)		保温工事	保温外装材の板厚は0.5mm以上の指定ではなく事業者提案とさせていただけないでしょうか。エネルギー回収施設についても同様です。	維持管理が容易であることを前提として、提案することは可としますが、火傷防止対策を要求水準書のとおり実施してください。
201	要求水準書 設計・建設業 務編	138	第3章	第2節	2	(5)	キ	プラットホーム出 入口	「自動扉及びエアカーテン設備を設けること」とありますが、実施方針・要求水準書案における質疑回答No. 198にて「1階は臭気発生源が少ないものと考え、自動扉ではなく通常の重量シャッターとし（昼間は常開）、エアカーテンは省略してもよろしいでしょうか。」の質疑に対し、「公害防止基準の遵守を条件として、貴社ご提案を認めます。」とのご回答を頂いております。重量シャッターを用いて昼間は常開をご提案する場合、同頁「3. プラットホーム出入口扉 (3) 主要項目」に示される、「エ. 操作方式：自動」および「カ. 開閉時間 各10秒以内」は適用されないものと考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書及び公害防止基準の遵守を条件として、貴社ご提案を認めます。
202	要求水準書 設計・建設業 務編	140	第3章	第2節	4	(4)	オ	荷下ろしスペース の消火設備	「火災対策として自動検知による消火用散水装置を設けること」とありますが、この消火装置の目的は、一般持込車両から荷下ろし仮置きした持込ごみからの出火に対する初期消火用と考え、仮置き範囲に対して、閉鎖型スプリンクラー設備を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、消防からの指導があった場合は、その指示にしたがってください。
203	要求水準書 設計・建設業 務編	140	第3章	第2節	4	(4)	オ	荷下ろしスペース 火災対策	「自動検知による消火用散水装置」とは、火災を自動的に検知し連動して散水する設備と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
204	要求水準書 設計・建設業 務編	140	第3章	第2節	5 6 7 8 11 13	(4)	ウ 他	各受入ヤードの消 火設備	各受入ヤードに「火災対策として自動検知による消火設備を設けること」とありますが、この消火装置の目的は、対象とする受入れヤードの各ごみ置場に置いたごみからの出火に対する初期消火用と考え、ヤード全域ではなく、各ごみの置場を対象に、閉鎖型スプリンクラー設備を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、消防からの指導があった場合は、その指示にしたがってください。
205	要求水準書 設計・建設業 務編	140	第3章	第2節	5			粗大ごみ受入ヤード	粗大ごみ受入ヤードは、搬入されるごみが混載で搬入され種類毎に粗選別されるところと考えます。粗大ごみ受入ヤード一カ所で受入及び粗選別を行うことで作業効率の向上及び動線の交錯を減少できます。そこで「6. 缶・金属類受入ヤード」、「7. スプレー缶受入ヤード」、「8. 小型家電受入ヤード」を、「粗大ごみ受入ヤード」に含むものとして計画してよろしいでしょうか。	各ヤードの間仕切り等は必須ではなく、提案することを可としますが、当該品目を搬入する市町の収集車両は各品目を別の場所に荷下ろしができる状態で搬入し、混載が想定される一般持込車両は荷下ろしスペースで受け入れることにご留意ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
206	要求水準書 設計・建設 業務編	140	第3章	第2節	5		粗大ごみ受入ヤード	粗大ごみ受入ヤードは、搬入されるごみが「粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型家電」が混載で搬入されるものと思料します。 この場合、粗大ごみ受入ヤードにてこれらを一括選別し、その中でゾーニング運用することで作業効率の向上が図れます。 については、141頁の「6. 缶・金属類受入ヤード」、「7. スプレー缶受入ヤード」、142頁の「8. 小型家電受入ヤード」は、「粗大ごみ受入ヤード」に包含できるものとしてよろしいでしょうか。	No205の回答をご参照ください。	
207	要求水準書 設計・建設 業務編	140	第3章	第2節	5	(4)	ウ	粗大ごみ受け入れヤード	「自動検知による消火設備」とは、消火用散水装置と違い火災を自動的に検知し連動して動作しない設備（例：屋内消火栓）と考えてよろしいでしょうか。	No204の回答をご参照ください。
208	要求水準書 設計・建設 業務編	141	第3章	第2節	5	(4)	ク	粗大ごみ受入ヤード	床スラブ面や壁面の摩耗対策としてI型鋼埋め込み等の対策例が記載されております。ごみピットのようにコンクリートの鉄筋からのかぶり厚を大きくする対応は採用可能でしょうか。	貴社ご提案によりますが、長期運営に配慮した計画としてください。
209	要求水準書 設計・建設 業務編	143	第3章	第2節	9	(3)	イ	貯留容積	資源びんの貯留容積が、有効[150]m3以上([3]日分以上)とあります。指定容器の容積(73.3L)から算出すると、指定容器2,047個分の貯留容積となります。また、要求水準書11ページ「表1.8計画ごみ質」に記載の、資源びん 指定容器等の割合と指定容器のカタログ重量(2.25kg)から、1日あたりの処理指定容器数は491個となり、3日分で1,473個となります。計算によって指定容器の貯留数が異なるため、既設の実績から必要な貯留数をご教示ください。	1,320個程度を想定しています。有効容積は、貯留容器の容量だけではなく作業スペースも考慮しています。
210	要求水準書 設計・建設 業務編	143	第3章	第2節	9	(4)	キ	特記事項	「ヤード内に指定容器を1320個(15段×11×8)程度貯留する・・・」とありますが、受入分とは別に搬出用の空容器の貯留スペースのことと解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
211	要求水準書 設計・建設 業務編	143	第3章	第2節	10	(3)	イ	貯留容積	ガラス・くずびん類、陶磁器類の貯留容積が、有効[150]m3以上([3]日分以上)とあります。指定容器の容積(37L)から算出すると、指定容器4,054個分の貯留容積となります。また、要求水準書12ページ「表1.8計画ごみ質」に記載の、ガラス・くずびん類、陶磁器類 指定容器等の割合と指定容器のカタログ重量(2.06kg)から、1日あたりの処理指定容器数は140個となり、3日分で420個となります。計算によって指定容器の貯留数が異なるため、既設の実績から必要な貯留数をご教示ください。	840個程度を想定しています。有効容積は、貯留容器の容量だけではなく作業スペースも考慮しています。
212	要求水準書 設計・建設 業務編	143	第3章	第2節	10	(4)	オ	ガラス・くずびん類、陶磁器類受入ヤード 特記事項	バケットなどによる摩耗対策として床面にI型鋼埋め込みなどの対策を講ずることとの記載があります。ガラス・くずびん類、陶磁器類は、指定容器での受入貯留のため、バケットを使った投入作業等は発生しないものと考えますが、想定されている作業をご教示ください。	貴社ご理解のとおりです。I型鋼埋め込みによる摩耗対策は不要とします。
213	要求水準書 設計・建設 業務編	143	第3章	第2節	10	(4)	カ	特記事項	「ヤード内に指定容器を840個(15段×8×7)程度貯留する・・・」とありますが、受入分とは別に搬出用の空容器の貯留スペースのことと解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
214	要求水準書 設計・建設 業務編	144	第3章	第2節	12	(4)	ア	蛍光管受入ヤード 特記事項	搬入されてきて空になった蛍光管の指定容器を次の回収のためにもた外へ搬出するものと思料しますが、その搬出までの間、一時貯留しておくスペースが必要です。必要な㎡数、もしくは搬出までの期間をご教示願います。	搬出までに保管が必要な容器は216個(6段×3×12)程度を想定しています。
215	要求水準書 設計・建設 業務編	148	第3章	第2節	18	(4)	イ	粗大ごみ・小型家電 ピット	想定されている放水銃の半自動の定義が有りましたらご教示願います。 また、自動とは自動照準と考えてよろしいでしょうか。	前段については、放水準備まで自動で行い、放水開始は手動で行うことを想定しています。 後段については、貴社ご理解のとおりです。
216	要求水準書 設計・建設業 務編	156	第3章	第3節	2	(5)	ウ	特記事項	「後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること」とありますが、後方機の過負荷時の対応はインターロックによる供給コンベヤの停止と過負荷解消時の再起動運転が円滑にできれば、自動での速度調整については行わない計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
217	要求水準書 設計・建設 業務編	156	第3章	第3節	2	(5)	ウ	供給コンベヤ(低速 回転破碎機用) 特記事項	後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができることとあります。後方機の電流値を監視して自動的に停止および起動はいたしますが、後方機の負荷状況への対応は停止と起動だけでも十分行えますので、自動での速度調整については行わないものとしてよろしいでしょうか。 なお、本コンベヤについては、インバータ制御ですので、遠隔手動での速度調整は行います。	No216の回答をご参照ください。
218	要求水準書 設計・建設業 務編	156	第3章	第3節	2	(5)	オ	特記事項	「本コンベヤは型式に応じて稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、コンベヤ形式にエプロンコンベヤを採用する場合には、セルフクリーニングの設置は構造上適さないため、セルフクリーニングを設けない計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
219	要求水準書 設計・建設業 務編	158	第3章	第3節	4	(5)	ウ	特記事項	「後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること」とありますが、後方機の過負荷時の対応はインターロックによる供給コンベヤの停止と過負荷解消時の再起動運転が円滑にできれば、自動での速度調整については行わない計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
220	要求水準書 設計・建設 業務編	158	第3章	第3節	4	(5)	ウ	粗破碎物供給コン ベヤ(高速回転破 碎機用) 特記事項	後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができることとあります。後方機の電流値を監視して自動的に停止および起動はいたしますが、後方機の負荷状況への対応は停止と起動だけでも十分行えますので、自動での速度調整については行わないものとしてよろしいでしょうか。 なお、本コンベヤについては、インバータ制御ですので、遠隔手動での速度調整は行います。	No219の回答をご参照ください。
221	要求水準書 設計・建設業 務編	158	第3章	第3節	4	(5)	オ	特記事項	「本コンベヤは型式に応じて稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、コンベヤ形式にエプロンコンベヤを採用する場合には、セルフクリーニングの設置は構造上適さないため、セルフクリーニングを設けない計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
222	要求水準書 設計・建設 業務編	159	第3章	第3節	5	(3)	エ	高速回転式破砕機 材質	今回、採用を計画しております堅型高速回転式破砕機ではハンマという名称ではなくグラインダという名称になりますが、よろしいでしょうか。また、堅型破砕機では固定刃と呼ばれるものではなく、ライナ（シェルライナと呼ばれます）がすり鉢状に取付けられており、所定の破砕寸法まで破砕され、最終段のチョークリングを通過して排出されます。 したがって、破砕する用途としての固定刃に相当するものはありませんが、よろしいでしょうか。	貴社提案の型式に合わせた名称としてください。
223	要求水準書 設計・建設 業務編	159	第3章	第3節	5	(3)	シ	高速回転式破砕機 付属品	今回、採用を計画しております堅型高速回転式破砕機は振動が小さいため、共通防振床盤、防振装置は備えておりません。また、排出部でも滞留が起こりにくいことから、排出コンベヤは設けておりません。 したがって、付属品については破砕機の形式も含め、事業者提案としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
224	要求水準書 設計・建設 業務編	159	第3章	第3節	5	(4)	ク	特記事項	堅型高速回転式破砕機を選定の場合、排出が横側となるため、直接、搬送設備へ乗り継げることから、排出コンベヤは不要となります。機能上問題を生じないことを前提として、設置しないものと計画してよろしいでしょうか。 また、「磁力選別機へ破砕物を搬送するコンベヤと連動し速度の切替を行えるようにすること」とありますが、磁力選別機へ搬送するコンベヤの速度は、鉄類の純度・回収率を満足するように磁力選別機と共に一定速度で設定しているため、速度は提案とさせていただきますでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
225	要求水準書 設計・建設 業務編	159	第3章	第3節	5	(4)	ク	高速回転式破砕機 特記事項	排出コンベヤについては堅型高速回転式破砕機の場合、不要となりますので設置しないものとしてよろしいでしょうか。 ただし、高速回転式破砕機から磁選用の選別コンベヤまでの破砕物搬送コンベヤまでインバータ駆動としておりますので、磁選機への最適な供給量を調整することは可能です。	No224の回答をご参照ください。
226	要求水準書 設計・建設 業務編	160	第3章	第3節	6			破砕機保全ホイス ト	破砕機室に低速回転式破砕機と高速回転式破砕機を設置しますが、両機器のメンテナンスを破砕機保全ホイス1基で問題なくできれば1基としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
227	要求水準書 設計・建設 業務編	160	第3章	第3節	6	ウ	(ク)	電動機	電動機に「走行、横行」とありますが、破砕機のメンテナンスを、走行・巻上のみテルハクレーン型ホイスでできる場合、横行は不要としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
228	要求水準書 設計・建設 業務編	164	第2章	第3節	8	(1)	オ	特記事項(ク)	「粒度選別機からの・・・振動コンベヤ等により、破砕可燃物の層厚を均一化・・・」とありますが、アルミ選別機での純度・回収率を順守できる場合、振動コンベヤ等の層厚を均一化させる機器は不要としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
229	要求水準書 設計・建設業 務編	165	第3章	第3節	9	(3)	オ (イ) (ウ)	破碎可燃物貯留バンカ 必要貯留容量（2日分以上）について、破碎可燃物の運搬業務は事業者の範囲であるため、運用上支障が無ければ、貯留容量は運搬車両の搬送能力に応じた容量とする提案は可能でしょうか。 上記の提案が認められない場合は、運搬車両の搬送能力に応じた貯留容量のバンカを設置した上で、必要貯留容量を満足するためにバンカに加えて他の貯留方法（コンテナ容器やヤードによる貯留等）を組み合わず提案は可能でしょうか。	貴社ご提案を認めます。
230	要求水準書 設計・建設業 務編	167	第3章	第3節	11	(2)	エ (ア)	処理不適物貯留ヤード 「手解体したスプリングマットレス」とありますが、搬入量（年間及び1日最大）をご教示いただけませんか。また、手解体は運営事業者にて実施すると考えてよろしいでしょうか。	前段については、マットレスの搬入量は年間約2,000枚であり、日最大は把握していません。 後段については、貴社ご理解のとおりです。
231	要求水準書 設計・建設業 務編	170	第3章	第4節	6	(1)	エ (ア)	生きびん貯留ヤード 特記事項 生きびんケースの貯留スペースについて、貯留スペース算出の為、生きびんケースの寸法と貯留個数についてご教示願います。 また、貯留スペース算出のため、貯留日数をご教示願います。	生きびんケースの寸法は395×274×436mm、貯留個数は306個（6段×3×7）です。また、貯留日数は、7～15日を想定しています。
232	要求水準書 設計・建設業 務編	173	第2章	第5節	4	(1)	ア	形式 ガラス・くずびん類貯留ヤードからのショベルローラでコンテナへの積み替え作業を省力化するため、手選別したガラス・くずびん類は直接、搬出容器のコンテナへ貯留できるものとしてもよろしいでしょうか。この場合、貯留ヤードに貯留しないため、3面壁構造のヤードを不要としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
233	要求水準書 設計・建設業 務編	174	第2章	第5節	4	(2)	ア	形式 陶磁器類貯留ヤードからのショベルローラでコンテナへの積み替え作業を省力化するため、手選別した陶磁器類は直接、搬出容器のコンテナへ貯留できるものとしてもよろしいでしょうか。この場合、貯留ヤードに貯留しないため、3面壁構造のヤードを不要としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
234	要求水準書 設計・建設業 務編	177	第3章	第8節	2	(5)	オ	特記事項 「本コンベヤは型式に応じて稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、コンベヤ形式にエプロンコンベヤを採用する場合には、セルフクリーニングの設置は構造上適さないため、セルフクリーニングを設けない計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
235	要求水準書 設計・建設業 務編	180	第3章	第9節	2	(5)	オ	特記事項 「本コンベヤは型式に応じて稼働時にセルフクリーニングできる構造とすること。」とありますが、コンベヤ形式にエプロンコンベヤを採用する場合には、セルフクリーニングの設置は構造上適さないため、セルフクリーニングを設けない計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
236	要求水準書 設計・建設業 務編	193	第3章	第13 節	4	(3)	エ	特記事項(オ)	「電流計は過負荷監視機器及び現場にて作動状況が確認できない機器に設置すること。」とありますが、“過負荷監視機器”とは、破碎機等、過電流により供給量を制限する機器、“作動状況が確認できない機器”とは、点検扉、点検窓等がなく、また、外側から全く作動状況が確認できない機器との認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
237	要求水準書 設計・建設業 務編	193	第3章	第13 節	5	(1)		直流電源装置	「直流電源設備(必要に応じて)」との記載がありますが、直流電源装置及び無停電電源装置は焼却施設と同様に複合型を採用するなど事業者提案としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
238	要求水準書 設計・建設業 務編	194	第3章	第13 節	5	(2)		交流無停電電源装置	「交流無停電電源設備(必要に応じて)」との記載がありますが、必要となった場合、前項目の「直流電源装置」と統合し、直流電源装置及び無停電電源装置は焼却施設と同様に複合型を採用するなど事業者提案としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
239	要求水準書 設計・建設業 務編	195	第3章	第13 節	6	(2)		接地工事	接地極は、エネルギー回収施設と兼用してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
240	要求水準書 設計・建設業 務編	195	第3章	第13 節	6	(3)	ウ	点検器具等	点検器具は、p.130の工具、分析器具、保安保護具類と重複していると想定される為、本項は非該当と考えてよろしいでしょうか。また該当する場合は、マテリアルサイクル推進施設で使用しない器具(例えば高圧受電しない場合の高圧受電機器)は非該当と考えてよろしいでしょうか。	本施設で維持管理に必要な点検器具を適切に配置することで、数量は貴社ご提案によります。
241	要求水準書 設計・建設業 務編	195	第3章	第14 節	1	(4)		共通事項	「処理されたデータは、中央制御室及び事務室他で得られること。」とありますが、中央制御室、事務室以外でのデータ監視場所について、想定がありましたらご教示ください。	研修室(会議室含む)を想定してください。
242	要求水準書 設計・建設業 務編	197	第3章	第14 節	3	(2)	ア	表3.2の備考	カメラ仕様に「ワイパ、回転雲台付」の記載がありますが、設置環境に配慮した上で、ワイパが無くてもワイパと同等機能をもったドーム型カメラを提案してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
243	要求水準書 設計・建設業 務編	197	第3章	第14 節	3	(2)	イ	ITV装置	「第4章第2節5(2)イ諸室計画」に記載している処理棟内の各モニタは、上表でまとめたモニタとは別途建設事業者が整備すること。」と記載されていますが、管理棟研修室のモニタの理解でよろしいでしょうか。他に該当機器があればご教示ください。	貴社ご理解のとおりです。 他に該当機器はありません。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
244	要求水準書 設計・建設業 務編	202	第4章	第1節	2	(1)	エ	指定緊急避難所	「指定緊急避難場所（津波）：災害対策基本法第49条の4の指定を受ける可能性が高い」とありますが、伊勢市避難所指定基準によると、同法同条の指定を受けた施設は、原則として「津波避難ビル等に係るガイドライン」の要件を満たす施設とするとされています。この場合、構造物が津波の波圧から耐えうる強度を持っているかを構造計算により確認することが原則求められますが、同ガイドラインが平成29年7月5日で廃止されていること、要求水準書案添付資料-06「ハザードマップ」より浸水想定は0.5mであり、三重県HP公表の津波浸水予測図の津波浸水予測範囲外であることなどから、要求水準書に示される計画地盤高（T.P.+7.6m）にて計画することにより、本施設建物が津波の波圧に耐えうる強度を持っているかを構造計算により確認する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
245	要求水準書 設計・建設業 務編	203	第4章	第1節	2	(3)	イ (7)	鉄塔	「（ア）鉄塔敷地周囲の計画地盤高はT.P.+7.6mを超えない計画とすること。」とありますが、「鉄塔敷地周囲」以外の部分は勾配確保や縁石等を設ける関係から、T.P.+7.6mを超える計画とする必要があるため、「鉄塔敷地」や「鉄塔敷地周囲」の定義をご教示ください。 「鉄塔敷地」とは、要求水準書で削除された資料となる、実施方針の要求水準書（案）添付資料13に示されていた基礎型の外郭線をつなげた範囲と考え、この範囲は現況地盤高のまま（TP+6.5前後）とするものと考えてよろしいでしょうか。 また、「鉄塔敷地周囲」とは、同基礎型外郭線から造成盛土法尻まで10mの範囲と同資料の記載から想定、この部分をT.P.+7.6mを超えない計画とし、それよりも外側はT.P.+7.6mを超過可能と考えてよろしいでしょうか。	「鉄塔敷地」については、添付資料19 事業実施区域関連資料に示しておりますが、送付データではレイヤー（_0-B_200）が非表示となっております。 「鉄塔敷地周囲」については、現時点で確認している条件として上記鉄塔敷地境界線から20mの範囲としますが、造成計画（T.P.+7.6mを超過する位置）によって変更となる可能性があるため、設計時に協議を行う者とします。
246	要求水準書 設計・建設業 務編	203	第4章	第1節	2	(3)	カ	鉄塔	「中部電力と協議を行い事前に内容について承諾を受けること」とありますが、著しく協議に時間を要することとなった場合、その工程及び費用について別途ご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
247	要求水準書 設計・建設業 務編	204	第4章	第1節	3	(1)	ア (カ)	緑地帯	<p>「②工場立地法に則り緑地含む環境施設を15%以上整備すること」とあり、「③緑地面積を算出する上での敷地面積は、都市計画決定（変更）区域である既存施設の敷地面積＋新施設の敷地面積とする」とありますが、2022/10/17公開された環境影響評価書にて、「既存施設解体後の跡地利用は公園を計画」とあります。</p> <p>この公園整備後に15%以上を満たすことが工場立地法による規制と考えますが、将来の公園のうち緑地以外の部分の面積にて敷地全体の環境施設面積としての5%以上を満たすことは自明であり、また公園にて既存施設側敷地面積の10%以上の緑地を確保することは容易であると想定されます。</p> <p>このため、本工事では、可能な限り緑地や環境施設を広く確保する計画としつつも、本事業用地面積である35,000㎡の10%以上の緑地面積を確保することが、工場立地法並びに貴組合殿の要求水準を満たす最低条件と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>上記の考えが不可である場合、既存敷地側の緑地面積や環境施設面積をご教示頂くか、本工事では、本事業用地面積に対し、15%以上の緑地および環境施設面積（緑地は10%以上）を整備することとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>必要緑化面積については、緑化届出の検査時点で整備がされている必要があることから、将来的な緑地整備分の面積を含むことはできないと考えております。</p> <p>そのため、必要緑地面積から既存施設の緑地面積を引いた分の緑地を本事業用地内で確保する必要があります。</p> <p>その上で、貴社の提案にあるように本事業用地面積に対し、15%以上の緑地および環境施設面積（緑地は10%以上）を整備することとします。</p>
248	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (カ)	緑地帯	<p>緑地面積を算出する上での敷地面積は、都市計画決定（変更）区域である既存施設の敷地面積＋新施設の敷地面積とすることとあります。</p> <p>緑地含む環境施設面積15%以上を確認する上で、既存施設の敷地面積において想定される緑地面積と緑地以外の環境施設面積が必要でこれ無くして試算が出来ないことから、当該面積をご教示願います。</p>	No247の回答をご参照ください。
249	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (カ) ③	緑地帯	<p>「緑地面積を算出する上での敷地面積は、都市計画決定（変更）区域である既存施設の敷地面積＋新施設の敷地面積とすること」とありますが、下記をご提示願います。</p> <p>①既存施設の敷地面積 ②既存施設の緑地位置及び緑地面積 ③都市計画決定（変更）区域の敷地面積 ④敷地境界線の位置</p>	No247の回答をご参照ください。
250	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (コ)	既存市道	<p>「建設候補地西側を通る既存市道を廃止し…」とありますが、添付資料-1では西側既設市道は事業実施区域外となっており、廃止する市道の範囲が分かりません。</p> <p>また、添付資料-16では西側市道が構内道路となっています。</p> <p>①本工事で廃止する西側市道の範囲を図示願います。 ②敷地境界線をご提示願います。</p>	<p>①添付資料01_事業実施区域関連資料に該当箇所を追加しました。 ②添付資料19_事業実施区域関連資料.dwgをご確認ください。</p>

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
			第4章	第1節	3	(1)				
251	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (コ)	付替え市道工事	付替え市道の設計条件として、 ①伊勢市の標準舗装構成・幅員構成をご提示願います。 ②付替え市道の計画交通量、設計速度をご提示願います。 ③市道の排水施設をご指示願います。	「伊勢市道路の構造の技術的基準等を定める条例」における第3種第3級程度を想定しています。また、排水施設については「伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準」をご参照ください。なお、詳細やこれ以外の条件については実施設計時に協議することとします。
252	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (コ)	既存市道	「建設候補地西側を通る既存市道を廃止し…」とありますが、西側市道の廃止範囲は行き止まりができないように計画されるものと考えてよろしいでしょうか。 行き止まりができる場合、終端広場や視線誘導標の設置についてご指示願います。	門扉を設置し通り抜けできる計画とすることを検討しています。
253	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (コ)	既存市道	「建設候補地東側に幅員7.5mの市道を設ける」とありますが、東側田畑とのレベル差が1m程度生じます。擁壁等の構造物を設けるのではなく法面で計画するものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
254	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (コ)	既存市道	「建設候補地東側に幅員7.5mの市道を設ける」とありますが、有効幅員7.5mと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
255	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (コ) ア	付替え市道	「建設候補地南側の河川用通路と兼用工作物として幅員7.5mの市道を設けること」とありますが、添付資料-10に示される河川管理用通路のアスファルト舗装部分を、本事業用地側に拡幅して幅員7.5mの道路とする計画と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
256	要求水準書 設計・建設業 務編	205	第4章	第1節	3	(1)	ア (イ) (シ)	計画GL	「最終的な計画GL(計画地盤高)は、関係機関との協議を踏まえ設定すること」とありますが、関係機関との協議の結果、要求水準書各頁で指定されるTP+7.6mから大幅な乖離が生じ、費用や工程に大きな影響を及ぼした場合、その扱いについては、別途協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
257	要求水準書 設計・建設業 務編	206	第4章	第1節	3	(1)	ア (イ)	施設配置計画	浸水深レベルまでは先に別発注工事で建設工事着手前に盛土・転圧が完了し更地で受けることでよろしいでしょうか。	盛土・転圧につきましても事業者業務範囲となります。
258	要求水準書 設計・建設業 務編	206	第4章	第1節	3	(1)	ア (シ)	雨水調整池 流出抑制対策	「二級河川外城田川水系の河川に負荷がかからないよう流出抑制対策が必要であり…」とありますが、現在の放流条件(許容放流量、放流管の対象流域、流出係数)をご教示願います。	伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準で定める検討手法を参考に現在の放流条件を予測してください。
259	要求水準書 設計・建設業 務編	206	第4章	第1節	3	(1)	ア (イ)	土地利用計画	「必要に応じて、擁壁等の構造物を計画すること」とありますが、敷地境界付近は、隣地への土砂及び雨水流出対策を行った上で、法面で計画してもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
260	要求水準書 設計・建設業 務編	206	第4章	第1節	3	(1)	ア (イ)	鉄道会社	鉄道会社への提案書提出前の事前相談は認められないとご回答いただいております。一方、要求水準書に「鉄道会社と協議を行い、その結果発生する諸費用等は建設事業者において負担すること」とあります。 したがって、積算にあたり公平を期すため、想定すべき負担金額をご提示願います。	貴社計画によります。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
261	要求水準書 設計・建設 業務編	207	第4章	第1節	3	(2)	イ	動線計画	一般車両（事業者職員車両含む）の出入口は、一般車両以外の車両出入口と別に設けることとありますが、p.234の3(2)カにおいて、一般車両のうち事業者職員車両については、周回道路に面して設けることも可とあります。したがって、事業者職員車両は一般車両以外の出入口を利用することも可と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
262	要求水準書 設計・建設 業務編	211	第4章	第2節	3			表4.1 外部仕上げ表（参考）	ごみピット上屋屋根にカラーガルバリウム鋼板とありますが、気密性の高いALCで計画するものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
263	要求水準書 設計・建設 業務編	214	第4章	第2節	5	(1)	イ	諸室計画	各室の壁や天井等に吸音材貼の指示がありますが、敷地境界騒音規制値、室内作業環境、居室への伝播防止等の性能を十分考慮の上、吸音材の要否・設置範囲などは事業者提案するものとして理解してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
264	要求水準書 設計・建設 業務編	217	第4章	第2節	5	(1)	イ (7)	⑭タービン発電機室 ⑮非常用発電機室	「床面は防じん仕様、壁・天井は吸音材仕上げとし」とありますが、壁・天井の吸音材仕上げ施工の有無については、敷地境界の基準値を守ることを条件に、事業者提案としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
265	要求水準書 設計・建設 業務編	218	第4章	第2節	5	(1)	イ (7)	⑲特別高圧受電室	⑲特別高圧受電室は処理棟の諸室となっておりますが、高圧線の影響を極力小さくすることを考慮し、鉄塔になるべく近い屋外への設置計画としてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
266	要求水準書 設計・建設 業務編	218	第4章	第2節	5	(1)	イ (4)	⑤破碎機室 d	「消火のための散水装置を設けること。」と記載がありますが、本項目は破碎機室の消火散水ではなく、破碎機室への延焼を防ぐために設置する機器内部の消火散水と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、消防からの指導があった場合は、その指示にしたがってください。
267	要求水準書 設計・建設 業務編	219	第4章	第2節	5	(1)	イ (4)	破碎機室	破碎機本体に消火設備が設置されますが、破碎機室にも室として消火のための散水装置を設置することによろしいでしょうか。	No266の回答をご参照ください。
268	要求水準書 設計・建設 業務編	221	第4章	第2節	5	(2)	ア (7)	管理棟計画	管理棟内及び処理棟の見学スペースは、上足で利用するものとありますが、上下足のエリアを明確化した上で一部下足エリアとする等の提案を行うことは可能でしょうか。	貴社ご提案を認めます。
269	要求水準書 設計・建設 業務編	221	第4章	第2節	5	(2)	ア (8)	整備基本方針	「災害時に周辺地域の市民等の避難場所として一定期間滞在ができるよう避難スペースを確保すること。避難スペースについては3㎡/人とし、確保可能な面積を提案にて提示すること」とありますが、この避難スペースには、エントランスホールや研修室、環境啓発エリア、廊下等、平常時も使用する室を流用して計画するものと考え、受け入れ可能な人数については、事業者の提案する面積から算出される人数と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
270	要求水準書 設計・建設 業務編	221	第4章	第2節	5	(2)	イ (4)	エントランスホール	「来館者に対応するため、エントランスホールに面して、従業者事務室の受付窓口を設けること」とありますが、この「従業者」とは運営事業者を指しているという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
271	要求水準書 設計・建設業 務編	223	第4章	第2節	5	(2)	イ (エ)	諸室計画 (エ)環境啓発エリアには「小学校の社会科見学、個人・団体の施設見学、リサイクルプラザ運営委員及び組合が開催する環境に関わる体験教室及びリユース品販売、行政が推進する環境啓発全般を目的とする。」とあります。リユース品の受入、管理、販売等の業務及び体験教室の開催等、運営事業者が提案しない活動、イベントについては、リサイクルプラザ運営委員会及び貴組合が主として開催される、と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
272	要求水準書 設計・建設業 務編	225	第4章	第2節	5	(2)	イ	(ケ) その他 管理棟計画の項に、その他必要な諸室（倉庫、危険物庫、予備品収納庫、従業者休憩室、従業者更衣室、従業者給湯室、従業者会議室等）が書かれておりますが、従業者の動線等考慮し、これらは工場棟内に設けてもよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
273	要求水準書 設計・建設業 務編	227	第4章	第2節	6	(6)		生ごみ堆肥化設備 見学・学習機能計画として「屋外に生ごみの堆肥化ができる設備を設ける」とありますが、実際に生ごみをたい肥化する装置を設置して、継続的に運営職員にて堆肥化するのではなく、学習用としてコンポスト容器の展示と堆肥化される仕組みの説明板等を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	臭気の影響が少ない屋外に10㎡程度の屋外倉庫を確保し、特別な設備の設置は求めませんが、詳細について実施設計時に協議することとします。
274	要求水準書 設計・建設業 務編	233	第4章	第3節	1	(3)	ア	下水道接続工事 事業用地周辺の下水道および「添付資料8」に記載されている公共汚水ますは、本工事着工までに整備が完了していると考えてよろしいでしょうか。	下水道本管工事については、令和7年度までに整備が進む予定であり、詳細は今後の協議によります。
275	要求水準書 設計・建設業 務編	233	第4章	第3節	2			土木工事 当該敷地は汚染土壌のおそれがないものとしてよろしいでしょうか。	土壌汚染、水質汚染はないものとし、汚染調査・対策に係る費用および工期は別途協議とします。なお、No. 94の回答をご参照ください。
276	要求水準書 設計・建設業 務編	233	第4章	第3節	2			土木工事 上記に伴う調査等が必要な場合は、土木工事着手前までに調査ほか対策措置が完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	No. 275の回答をご参照ください。
277	要求水準書 設計・建設業 務編	233	第4章	第3節	2	(1)	イ	敷地造成工事 貴組合にて撤去される工作物の範囲には、基礎、設備類およびフェンス等の付帯設備を含むと考えてよろしいでしょうか。	既存建屋・太陽光発電設備に関しましてはご理解のとおりです。
278	要求水準書 設計・建設業 務編	235	第4章	第3節	3	(3)	ア	構内雨水排水設備 工事 土工事中の仮設防災用沈砂池等が必要な場合、その仕様・容量・設置位置・個数等をご提示願います。	本事業において法令・条例に基づき仮設防災用沈砂池は求められませんが、要求水準書 設計・建設業務編P. 28に記載しているとおり、「本工事から生じる排水は、仮設沈砂池又は濁水処理プラントで処理した後に排水すること。」としてください。仕様等については提案に基づき協議を行い決定します。

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答
			第4章	第3節	3	(4)	エ			
279	要求水準書 設計・建設業 務編	235	第4章	第3節	3	(4)	エ	雨水調整池工事	実施方針・要求水準書（案）に対する質疑回答No. 255、277のご回答として「伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準で定める検討手法を参考に現在の放流条件を予測してください」とご回答を頂きましたが、同基準および要求水準書に示される三重県宅地開発事業に関する技術マニュアルでは、雨水調整池の容量の計画に必要となる、放流先の河川の許容放流量（比流量）は示されておられません。関係機関にご確認の上、比流量をお示しいただけないでしょうか。	許容放流量は伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準 P46 第3条の2を参考に算出してください。
280	要求水準書 設計・建設業 務編	236	第4章	第3節	3	(6)	ウ	植栽・芝張工事	「処理棟と周回道路の間には幅2m以上の緑地帯を設けること」とありますが、処理棟には車両の寄り付きが必要な箇所が相当数発生します。可能な限り緑地帯を設けること、良好な景観を形成することを前提とし、緑地帯の範囲を事業者提案とすることを認めただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
281	要求水準書 設計・建設業 務編	236	第4章	第3節	3	(6)	ウ	植栽・芝張工事	「処理棟と周回道路の間には幅2m以上の緑地帯を設けること」とありますが、処理棟には車両の寄り付きを必要とする箇所が相当数あります。可能な限り緑地帯を設け、良好な景観を形成することを前提とし、緑地帯の範囲を事業者提案としてよろしいでしょうか。	No280の回答をご参照ください。
282	要求水準書 設計・建設業 務編	236	第4章	第3節	3	(10)		付替え市道工事	付替え市道は完成後、速やかに道路管理者に引渡すものとし、引渡し後の維持管理は、当該道路管理者が行うと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
283	要求水準書 設計・建設業 務編	236	第4章	第3節	3	(10)		付替え市道工事	付替え市道は、宮川用水路付替え工事と同時期（2024年3月～10月のうち、任意の期間）に工事を行い、完成後は速やかに一般開放すると考えてよろしいでしょうか。	市道工事完了後に一般開放することを想定しますが、その範囲や時期については協議することとします。
284	要求水準書 設計・建設業 務編	236	第4章	第3節	3	(10)	ア	付替え市道工事	添付資料-15のStep 1の市道付替え工事範囲（事業実施区域の東・南側に隣接する道路）は、本件施設と同じ令和9年9月引渡しという理解でよいでしょうか。	No283の回答をご参照ください。
285	要求水準書 設計・建設業 務編	237	第4章	第3節	3	(10)	ウ	既存市道	「兼用工作物と相合川の境界には転落防止を目的とした車両防護柵を設置すること」とありますが、東側田畑との境界に車両防護柵は不要と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
286	要求水準書 設計・建設業 務編	237	第4章	第3節	3	(11)		宮川用水付替え工事	添付資料-09において「宮川用水パイプラインは建設事業に支障となる範囲において撤去」とありますが、盛替えで不要となる配管は、建設事業に支障がなければ、残置してよいものと考えてよろしいでしょうか。	配管は原則として撤去することとします。ただし、周辺環境への影響や技術的な問題等でやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。
287	要求水準書 設計・建設業 務編	237	第4章	第3節	3	(11)	ア	宮川用水路付替え工事	「敷地内には宮川用水路管（石綿セメント管及び塩ビ管）が埋設されているため、敷地造成工事及び付替え市道工事と併せて宮川用水路付替え工事を行うこと」とありますが、宮川用水路管の石綿セメント管は、石綿障害予防規則に基づき適切に撤去処分し、硬質ポリ塩化ビニル管（VU管）に付け替えするものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
288	要求水準書 設計・建設業 務編	237	第4章	第3節	3	(11)	イ	宮川用水付替え工事	既設宮川用水路の深さをご提示願います。	提供できる資料がありません。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
289	要求水準書 設計・建設業務編	237	第4章	第3節	3	(11)	ウ	宮川用水付替え工事	「付替え工事の計画にあたっては、周辺の用水路利用者への影響を十分考慮すること」とありますが、施工時期に関する制限をご提示願います。	4～9月の工事は避けることとします。 上記以外の期間であっても全面的な断水はできないので、仮設配管等の措置を行うこと。としてください。
290	要求水準書 設計・建設業務編	237	第4章	第4節	2・3			空気調和設備工事 換気設備工事	屋外温度条件として、国交省営繕監修・建築設備設計基準に記載の設計用屋外条件（表）にある都市で、伊勢に最寄りの津市の条件を使用してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
291	要求水準書 設計・建設業務編	240	第4章	第4節	9			配管工事	表4.8に、建築機械設備工事における給水・給湯・排水等の配管材質が示されていますが、現在一般的でない配管も示されており、また、用途上性能に遜色なく経済的な配管をご提案することが可能と考えています。配管材質は用途に応じて、耐久性・経済性・更新性等を考慮の上、事業者により最適な提案をさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
292	要求水準書 運営・維持管理業務編	7	第1章	第2節	5			官公署等申請への協力	組合もしくは事業者が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請とは、申請者が貴組合もしくは事業者で責任と負担が変わるとの認識でよろしいでしょうか。	申請者が組合又は事業者であっても書類作成や費用が発生する場合など、負担は事業者側です。
293	要求水準書 運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	13			災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。」とあります。 本施設で処理すべき災害廃棄物の想定量をご教示ください。 また、当該災害廃棄物の処理による人員増等の追加費用が発生する場合、災害廃棄物の受け入れにより、計画搬入ごみ量やごみ質から大きく逸脱した場合には、その費用負担についてはご協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	構成市町の想定災害廃棄物発生量は合計で42,600 tとなります。 後段については、運營業務委託契約書第17条や54条をご参照ください。
294	要求水準書 運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	14			保険への加入	「運営事業者は本件施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。」とありますが、入札説明書添付資料7では「労働者災害補償保険」が記載されておりません。 要求水準書を正と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
295	要求水準書 運営・維持管理業務編	9	第1章	第4節	14			保険への加入	組合は、本件施設の所有者として、保険に加入の予定であるが、加入先は未定であるとありますが、事業者による火災、天災等の保険付保は不要でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
296	要求水準書 運営・維持管理業務編	10	第1章	第5節	5	(6)		予備品・消耗品	事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意することとありますが、終了後に納めた予備品・消耗品の補填はないとの認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
297	要求水準書 運営・維持管理業務編	13	第2章	第2節	表 2.1			維持管理・運営必要資格	必要な資格者の中に安全管理者、衛生管理者がありますが、法律上問題がなければ安全衛生推進者と読み替えてもよろしいでしょうか。	本施設の労働者数に合わせて配置してください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
298	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	1	(3)	受付管理	「運営事業者は、直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について正しくごみが分別されていることを確認すること。」とあります。 直接搬入者の受付管理を行う上で、事業者が記録すべき直接搬入者の情報としては上記の内容と理解してよろしいでしょうか。	詳細については、実施設計時に協議するものとします。
299	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	2節	4		ごみ処理手数料の徴収	現状の持ち込みごみ処理時の料金徴収は、重量単価にて計算されていますが、新施設でも持ち込みごみは、ごみの種別を問わずに同様な重量あたりの料金徴収を想定されていますか。	ごみの種別ごとに重量を計測しますが、同一単価で料金徴収することを想定しています。ただし、詳細については実施設計時の協議とします。
300	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(1)	ごみ処理手数料の徴収など	ごみ処理手数料の徴収について、現金以外のキャッシュレス決済導入に関するお見込みがございましたらご教示ください。（電子マネー、クレジット等） 仮に、事業者がキャッシュレス決済の導入を提案した場合、運用費用として決済金額に応じて増減する加盟店手数料や入金手数料、関連するサービス料は発注者にてご負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	貴社提案によりますので、サービス提供にかかる手数料等については事業者の負担となります。
301	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。」とあります。 年間の処理手数料の金額実績をご教示ください。 また、徴収した処理手数料の提出については、敷地内に常駐される貴組合職員へ手渡しにて収納すると考えてよろしいでしょうか。	令和3年度の処理手数料実績は、現金が約7,470万円、振込が約5,160万円、引落しが約1億843万円です。 後段については、貴社ご理解のとおりです。
302	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(2)	ごみ処理手数料の徴収など	「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること」とありますが、貴組合への収納方法が決まっていればご教示願います（貴組合指定口座に振り込みor手渡し等）。	詳細については、実施設計時に協議するものとします。
303	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	第2節	4	(3)	ごみ処理手数料の徴収など	必要に応じて処理にかかる証明書等の発行を行うこととありますが、既設において証明書の発行を行っていれば、その内容等をご教示願います。	証明書発行の必要性が生じた時点で協議するものとします。
304	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第3章	2節	5	(1)	受付	受付時間は、8:30～16:45とありますが、昼休み中も受け付けは継続するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
305	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第2節	5	(1)	受付	「貴組合が事前に提示する場合は～受入を行うこと」とありますが、「事前」の定義についてどのような想定かご教示ください。 また、事業開始以降、事前に貴組合から提示いただいた場合は、その受入にかかる費用については協議させていただける認識でよろしいでしょうか。	前段については、主に災害や疫病等の不可抗力時の受入を想定していますが、事前の定義については状況によります。 後段については、運営維持管理業務委託契約書（第54条）によります。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
306	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第3節	(3)		搬入管理	「運営事業者は、組合が実施する展開による搬入物検査（パッカー車等の中身の検査：月2回以上実施）において協力すること。」とあります。 1回あたりの検査対象車両の台数については、想定されている数値があればご教示ください。また、事業者の協力内容についてご教示ください。	1回当たりの検査対象車両は1台を想定しています。 事業者の協力内容については、対象車両の誘導、検査中の対象外車両の案内（検査の安全確保の協力）、検査終了後の清掃を想定しており、詳細については、運営開始前に協議するものとします。
307	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第3節	(4)		搬入管理	「処理対象物について、善良なる管理者の注意義務に従い、ダンピングボックスを活用するなどして、処理不適物の混入防止に努めること。」とあります。 運営事業者が善良なる管理者の注意義務を遂行した上での処理不適物の混入による環境基準値（排ガス基準値、灰性状基準値等）の逸脱のリスクや設備損傷のリスク等について、実施方針のリスク分担表に「不適物の混入」について明示がありません。善良なる注意義務を遂行しても防げなかった混入については、貴組合との協議の上、運営事業者が責務を果たしていたとご判断された場合は、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
308	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第5節	(3)		運転管理体制	「プラスチック及び資源びんの選別業務については、組合職員が従事することに配慮すること。」とありますが、設備設計および運転体制構築の参考とするため、想定される貴組合職員の人数についてご教示ください。	組合職員の出勤者数は5名程度を計画しています。
309	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第5節	(3)		運転管理体制	「プラスチック及び資源びんの選別業務については、組合職員が従事することに配慮すること。」とあります。以下でお示した内容以外に貴組合職員が従事される業務がありましたらご教示ください。 【プラスチック】 プラットホームでの誘導、受入ヤードでの受入、プラスチック指定容器からプラスチック払い出し、プラスチック指定容器回収・積み込み、手選別コンベヤ上での選別作業、選別周りの清掃等 【資源びん】 プラットホームでの誘導、受入ヤードでの受入、生きびん選別作業、生きびん引き取り業者への積み込み、指定容器受入装置・搬出装置周りでの指定容器送り出し引き取り作業、指定容器洗浄後の回収・積み込み、手選別コンベヤ上での選別作業、選別周りの清掃等	5名程度で実施できることには限りがありますので、プラットホームでの誘導や受入は想定していません。あくまでも施設内でのびん手選別などの選別業務の一部などを想定しており、従事する業務については貴社提案としますが、組合職員のみで実施できる業務となるよう留意してください。
310	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第5節	(3)		運転管理体制	プラスチック及び資源びんの選別業務については、貴組合職員が従事することに配慮することとありますが、工場棟内に貴組合作業員の諸室は必要でしょうか。 また、運営事業者にて用意する備品等がありますでしょうか。	ご指摘のとおり、10名程度の組合職員が着替え、休憩等のできる控室を設置してください。また、手選別業務に必要な備品等は運営事業者で用意してください。
311	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第3章	第5節	(3)		運転管理体制	「プラスチック及び資源びんの選別業務については、組合職員が従事」とありますが、常時配置される人数を教示いただけないでしょうか。	No308の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
312	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第3章	第9節	(2)		処理生成物の搬出等	「主灰及び飛灰の搬出は、日2回程度を想定している」とありますが、主灰と飛灰合わせて日2回程度という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
313	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第3章	第10節	(1)		性能試験の実施	引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が組合と合意した期日に実施することとありますが、事業終了時の性能の確認を目的とし、実施時期は事業終了前1回との認識でよろしいでしょうか。	本業務期間終了時の性能試験については、本要求水準書 第1章 第5節 5(10)に記載の通りとなります。
314	要求水準書 運営・維持管理業務編	20	第4章	第3節	3		保全工事	運営事業者は、適切な補修工事を行うこととありますが、保全工事ではないでしょうか。	貴社ご指摘のとおり保全工事となります。
315	要求水準書 運営・維持管理業務編	22	第5章	第1節	(1)		本件施設の余熱利用管理業務	「余熱利用は電力供給及び熱供給とし～本件施設で利用し、余剰電力は売電すること。」とあります。売電に係る契約の契約者は事業者と考えてよろしいでしょうか。また、売電に係るアンシラリー料金は貴市にご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	売電に係る契約の契約者は組合になります。また、売電に係るアンシラリー料金は事業者負担とします。
316	要求水準書 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節	表 6.1		業務期間中の測定項目	記載の測定項目のうち、貴組合所掌になっているものは、測定・分析費用についても貴組合負担と理解してよろしいでしょうか。また、貴組合所掌である鉄類、アルミ類の純度測定方法についてご教示願います。	前段については貴社ご理解のとおりです。後段については、鉄類やアルミ類として排出されるサンプルを対象に、鉄類やアルミ類のほか、可燃物等を重量測定し、純度を測定することを想定しています。
317	要求水準書 運営・維持管理業務編	25	第6章	第3節	1	(3)	排ガス要監視基準	表6.2で一酸化炭素の要監視基準値の判定方法に瞬時値のピークの発生を極力発生させないように留意するとありますが、基準値は、ピーク回数ではなく、停止基準同様に4時間平均値の値を基準としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
318	要求水準書 運営・維持管理業務編	28	第8章	第4節	(1)		見学者対応	「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこととし、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。」とあります。見学者対応の対象者については、事前予約者のみであり、事前予約なしの自由見学者については考慮しないものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、事前予約の対応業務も事業者所掌と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
319	要求水準書 運営・維持管理業務編	28	第8章	第4節	(1)		見学者対応	見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととありますが、行政、議会は受付含め貴組合の見学対応、小学生の社会科見学、及び一般の受付や見学対応は事業者と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、行政、議会等の見学において一般的な見学内容を希望する場合は事業者もその対応を実施することとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
320	要求水準書 運営・維持管 理業務編	28	第8章	第4節	(7)		見学者対応	「地元住民による施設の使用料は無料とし、年間利用状況の把握と利用台帳の整備を運営事業者において行うこと。なお、住民サービス充実の観点から、休日や夜間利用に対しても柔軟に対応すること。」とあります。 「地元住民による施設の使用料は無料とし」の「施設」とは、リサイクルプラザのことと理解してよろしいでしょうか。 また、休日や夜間におけるこれまでの開館実績（開館日程、時間帯等）をご提示いただけますようお願いいたします。	前段については貴社ご理解のとおりです。 後段については夜間に住民向けに開館した実績はありません。なお、年末年始（12/29～1/3）を除く休日については、原則として開館しており、開館時間は9:30から16:00までとなります。
321	要求水準書 運営・維持管 理業務編	28	第8章	第4節	(7)		見学者対応	「地元住民による施設の使用料は無料とし、年間利用状況の把握と利用台帳の整備を運営事業者において行うこと」とありますが、施設利用は会議室等の利用予約に関しては、貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
322	要求水準書 運営・維持管 理業務編	28	第8章	第4節	(7)		見学者対応	「なお、住民サービス充実の観点から、休日や夜間利用に対しても柔軟に対応すること」とありますが、休日の利用がある場合は日中と考え、夜間対応は不要と解釈してよろしいでしょうか。	恒常的な夜間対応は不要ですが、住民要望による臨時の夜間利用について対応することとします。
323	要求水準書 運営・維持管 理業務編	28	第8章	第4節	(7)		見学者対応	「住民サービス充実の観点から、休日や夜間利用に対しても柔軟に対応すること」とありますが、具体的には環境啓発エリアの開放とし、プラント設備見学対応は不要と考えてよろしいでしょうか。また、想定される年間対応日数や夜間時間帯などについて教示いただけないでしょうか。	前段については貴社ご理解のとおりです。 後段についてはNo. 320の回答をご参照ください。
324	要求水準書 運営・維持管 理業務編	28	第8章	第4節	(8)		見学者対応	企画、活動、イベント開催の費用負担や主催者はリサイクルプラザ運営委員であり、事業者はその支援との解釈でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
325	要求水準書 運営・維持管 理業務編	28	第8章	第4節	(8)		見学者対応	「活動内容についてはリサイクルプラザ運営委員会と協議のうえ決定すること」とありますが、活動の実施主体はリサイクルプラザ運営委員会であり、運営事業者の業務範囲は活動への協力と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
326	要求水準書 運営・維持管 理業務編	28	第8章	第5節	(2)		周辺住民対応	組合が住民等と結ぶ協定等とありますが、既に締結済みの場合はご提示いただけないでしょうか。	協定における施設の運営に係る内容としては、環境調査・運営状況の情報公開と定期的な協議での同内容の報告についての内容が含まれています。
327	要求水準書 運営・維持管 理業務編	29	第8章	第6節	3		災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	また、地域防災への貢献の一環として、災害時に周辺地域の市民等の避難場所として一定期間滞在ができる避難所として避難者の受入れも行うこととありますが、一定期間の目安を提示いただけないでしょうか。	3日程度を想定しています。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答	
328	要求水準書 添付資料	-	添付資料-05		添付資料-5 既設施設井水水質 データ	新設井戸および井水処理設備計画の参考としたいため、既設施設の井戸の位置、井戸口径、取水深さ、井戸ポンプの仕様や井水使用量（時間や日の既存揚水量がわかるもの）井水処理設備の資料をご提示いただけないでしょうか。	既設の施設北側にある井戸は、ポンプがKUR2-806-5.5（川本製作所）であり、現状GLより約8mの深さがあります。また、この井戸のみで取水していた平成28年度の日平均取水量は約700m ³ /日で、最大取水量は約2,000m ³ /日です。なお、この値は設計上限値ではないため、目安としての扱いをお願いします。また、これ以外に提示できる資料はなく、No329で示す水質調査において、現地確認することは可能です。
329	要求水準書 添付資料-05	-	添付資料-05		既存施設井水水質 データ	数値記載のない項目（「……」）は、未分析項目との理解ですが、井水処理装置（除鉄・除マンガン装置）の選定に影響するため、分析値を提示いただけないでしょうか。もしくは入札前に既設井戸の水質調査をさせていただくことは可能でしょうか。	貴社ご負担で事前に調査することを認めます。ただし実施する場合は、事前に調査計画書の提出を求めます。
330	要求水準書 添付資料	-	添付資料-08		添付資料-8 周辺インフラ整備 状況	下水公共汚水ますの想定箇所は敷地南西に記載されていますが、全体配置計画を考慮し、下水本管がある敷地の西側又は北側にてご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料-8のとおりとします。なお、詳細については伊勢市上下水道部下水道建設課との協議により決定してください。
331	要求水準書 添付資料	-	添付資料-09		残存工作物位置図	添付資料-9において「既存排水路、アスファルト舗装、用水バルブ、排水用塩ビ管、宮川用水パイプラインは建設事業に支障となる範囲において撤去」とありますが、不要となるものでも建設事業に支障がなければ残置してよいものと考えてよろしいでしょうか。	No286の回答をご参照ください。
332	要求水準書 添付資料	-	添付資料-12		添付資料-12 宮川用水パイプ ライン埋設管状況	埋設管の埋設深さ（現GLからの土被り）をご教示ください。	No. 288の回答をご参照ください。
333	要求水準書 添付資料	-	添付資料-12		添付資料-12 宮川用水パイプ ライン埋設管状況	ポンプの仕様や位置が示されていますが、埋設管付替えを検討する上での参考用と考え、本工事にてポンプ更新や電源の切り替え等を行う必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、付替え工事により現在と同水準の性能を満足できない場合は、この限りではありません。
334	要求水準書 添付資料	-	添付資料-12		宮川用水パイプ ラインの埋設管状況	図面に示されている石綿セメント管以外の石綿セメント管が発見された場合、処理費用は協議にて追加精算いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
335	要求水準書 添付資料	-	添付資料-14		添付資料-14 処理対象物の将来 ごみ量の推測値	年間の処理対象物の将来ごみ量の推測値をご提示頂いていますが、ごみビット貯留計画を踏まえた上で、施設の操業計画を立案するために、ごみ種ごとの一日あたりの搬入量について、過去3年間分程度の実績値を可能であれば、ご教示ください。	入札参加資格審査通過事業者に対しては、過去5年間のごみ種・1日毎の搬入台数及び搬入量データをご提示いたします。
336	要求水準書 添付資料	-	添付資料-14		処理対象物の将来 ごみ量推計値	運営・維持管理に必要な用役の算出は、本資料でご提示の計画ごみ量に基づき計画するものと考えてよろしいでしょうか？	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答	
337	要求水準書 添付資料	-	添付資料-14				処理対象物の将来 ごみ量推計値	曜日ごとの搬入量や年末年始等の搬入量を想定するため、直近3年程度の日毎の搬入量を提示いただけないでしょうか。もしくは月別、曜日別のごみ搬入量データを提出いただけないでしょうか。	No335の回答をご参照ください。	
338	要求水準書 添付資料	-	添付資料-15				添付資料-15 搬入車両台数について	添付資料15には3年分の月別の搬入台数を提示していただいておりますが、繁忙期の日数を把握するために、同様の期間の日別の搬入台数の実績をご提示いただけますようお願いいたします。	No335の回答をご参照ください。	
339	要求水準書 添付資料	-	添付資料-15				添付資料-15 搬入車両台数について	「表8 時間帯別の搬入台数（令和2年度5月7日実績）」と「表9 時間帯別の搬入台数（令和元年度12月30日実績）」の時間ごとの搬入台数は全く同じ数値となっております。誤記がないかご確認いただけますようお願いいたします。	誤記のため修正しました。	
340	要求水準書 添付資料	-	添付資料-16				配置動線計画方針	施設西側道路（既設から見て東側道路）に構内道路と記載があります。 将来的に北側市道と本構内道路の交差点と施設入口としてご計画でしょうか。 また動線矢印についても一方向となっておりますが、一方通行道路として利用する予定でしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
341	要求水準書 添付資料	-	添付資料-17				添付資料-17 平成30年～令和3年度リサイクルプラザ運営状況	平成30年～令和3年までの「施設見学等」の人数実績をご提示頂いておりますが、個人見学者、団体見学者それぞれの人数、見学回数、1回あたりの平均人数、最大人数等がわかる実績をご提示いただけますようお願いいたします。	個人見学は約1回/年、団体見学は約40回/年、約40人/回、最大120名程度です。	
342	落札者 決定基準書	5	3	(2)	ア	表1	5 (2)	様式集【Word】には「(2) エネルギーの有効利用」に該当する様式が見当たりませんが、Wordの様式は無しで様式6-15 (excelのみ) が「(2) エネルギーの有効利用」の該当様式であるとの認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
343	落札者決定 基準書	6	3	(2)	ア	表1	7 (1) ② a)	「a) 地元雇用（構成市町内在住者）」について具体的に提案しているか。」とありますが、構成市町内在住者とは構成市町に住民票を有している者を指す、と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。	
344	落札者決定 基準書	6	3	(2)	ア	表1	7 (3) b)	資源・エネルギーの地産地消、県・構成市町産の資材や再生品の活用を具体的に提案しているか。についてご質問です。 ここでいう「再生品」の定義についてご教示ください。	県・構成市町内の材料と県・構成市町内の製造元（工場等）で製造した製品であることが何らかの形で証明できるものとします。なお、100%には限定しません。再生品については三重県のリサイクル認定品のほか、構成市町における汚泥の再生土の活用を想定しています。また、環境啓発の観点から組合のガラスや陶磁器などの資源化委託により生成された製品の活用についてもご検討ください。	
345	落札者決定 基準書	7	3	(3)				価格要素審査	定量化限度額は設計・建設金額と運営金額のそれぞれに対して設定されるわけではなく、入札価格全体に対して設定されると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
346	基本契約書 (案)	1	第1条				目的及び解釈	以下の文書間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位についてご教示ください。 ・基本契約 ・建設工事請負契約 ・運營業務委託契約 ・第1回入札関係書類に関する質問への回答 ・第2回入札関係書類に関する質問への回答 ・要求水準書 ・入札説明書 ・入札提出書類	入札提出書類を除いた各文書間で矛盾又は齟齬があることは想定してませんが、基本契約がもっとも優先され、建設工事請負契約及び運營業務委託契約、質問回答、要求水準、入札説明書、入札提出書類の順となります。ただし、入札提出書類の内容が、要求水準書よりも水準の高い内容となっている場合には、入札提出書類がその限りで優先します。
347	基本契約書 (案)	3	第9条				運營業業者の支援等	本条及び別紙3にて代表企業が負う保証責任について、一定の上限を設定頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
348	基本契約書 (案)	3	第10条				異常事態に関する責任	運營業業者が負担する改善義務及びその他債務について、建設事業者が連帯してこれを負担する旨の記載がありますが、当該連帯債務について、一定の金額に換算した責任上限を設定頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
349	基本契約書 (案)	3	第10条	2			異常事態に関する責任	本条項は、異常事態が発生した原因が、建設事業者による本件施設の契約不適合によるものであるのか、運營業業者による契約不履行によるものであるのかの判別ができない場合に第10条1項の責任を免れるものではないということの規定してのものであり、契約不履行に関する一般的な考え方を示されていると理解すればよろしいでしょうか。	第10条の規定は契約不履行に関する一般的な考え方を単に定めたものではなく、同規定の文言にあるとおり、立証責任を転換する趣旨です。
350	基本契約書 (案)	3	第11条	2			計算書類の提出	運營業業者の計算書類のみならず、構成員の計算書類及び付属明細書についても提出することになっておりますが、運營業業者の計算書類及び事業報告書の写しの提出で足りるとすることはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
351	基本契約書 (案)	12	別紙1	ヤ-			定義集	「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本件施設が備えているべき性能及び機能をいう。」とありますが、具体的な指標としては「本件施設が備えているべき性能及び機能」の定義が曖昧です。具体的には建設請負契約別紙4で定める「性能保証事項」を指すと理解でよろしいでしょうか。	定義の通り、要求水準書及び事業提案書から読み取れる性能を指しますので、曖昧とは考えません。
352	建設工事請負契約書 (案)	3	第11条	1、2			解釈等	第1項にて、質問書での回答内容についての規定がありませんが、質問書での回答内容についても同様に適用されるかの理解でよろしいでしょうか。また適用される場合、第2項における解釈の優先順位についてご教示願います。	基本契約書(案)別紙1の定義集p10をご参照ください。後段についてはNo346の回答をご参照ください。
353	建設工事請負契約書	9	第25条	3			保証契約の変更	「工期」は「契約期間」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
354	建設工事請負契約書	9	第27条	1			部分払	「工期」は「契約期間」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
355	建設工事請負契約書	16	第39条				設計業務の実施	「全ての責任」とは、第58条の内容を指すと理解でよろしいでしょうか。	適用法令上発生しうる責任を指します。

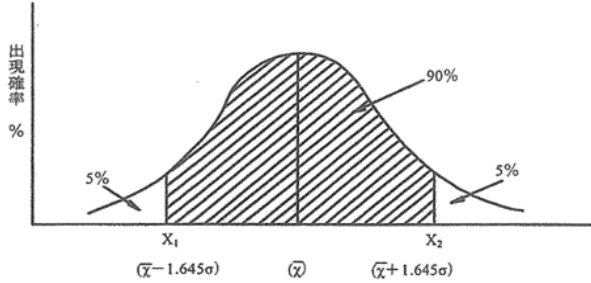
No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
356	建設工事請負契約書(案)	18	第42条				事前調査	事業実施区域に、予見できない建設業務の実施に支障をきたす障害物が発見された場合のリスクは、入札説明書添付資料5「リスク分担」の「用地リスク(組合負担)」に該当すると思料します。従いまして、「一切の責任及び費用を発注者が負担する」として頂けないでしょうか。また、この場合における発注者からの契約解除は、第83条に定める発注者の任意解除に該当する、との理解でよろしいでしょうか。	原案の通りとします。第42条各項で規定されたリスク分担は入札説明書添付資料5とは矛盾していません。ご質問の「また」以下については、ご理解のとおりです。
357	建設工事請負契約(案)	18	第42条	3			事前調査	「当該障害物の存在が本請負契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである場合」の判断の材料としては、主に要求水準書の添付資料-09残存工作物位置図を基本に考えさせていただいてよろしいでしょうか。	「要求水準書及び入札説明書等」とあるとおり、特定の文書のみには依拠するものではなく、受注者が通常確認可能な情報に基づいて予見できるものを含みます。
358	建設工事請負契約書(案)	21	第51条				臨機の措置	「受注者が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用で受注者が設計・建設工事費の範囲内において負担することが適当でないと認められるものは発注者が負担し、その他のものは受注者が負担する」とありますが、発注者負担分につきましては、受注者が加入する保険による補てんの対象外として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
359	建設工事請負契約(案)	21	第52条	3			試運転	焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の運搬が必要な場合の費用と責任についても本項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
360	建設工事請負契約(案)	23	第54条	8			予備性能試験及び引渡性能試験	焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の運搬が必要な場合の費用と責任についても本項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
361	建設工事請負契約(案)	25	第57条	1			履行遅滞の場合における損害金等	「受注者の責めに帰すべき事由」の判断に新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	「責めに帰すべき事由」の判断は、諸般の事情を勘案し、通常の事業者であれば対応すべき事項について対応できていない場合には「責めに帰すべき事由」があると判断されます。
362	建設工事請負契約書(案)	26	第60条	4			契約不適合責任期間等	現行民法においては、契約適合責任期間は消滅時効として扱われることとなっておりますが、本項は民法上の消滅時効の規定に反する場合にまで適用する意図はないと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
363	建設工事請負契約(案)	27	第60条	5			契約不適合責任期間等	「当該請求等以外に必要なと認められる請求等」とは具体的にどのような請求を想定されておりますでしょうか。	「請求等」は第60条第1項に定義されているとおり、履行の追完請求、損害賠償請求、代金の減額又は契約解除を指します。
364	建設工事請負契約書(案)	27	第60条	7			契約不適合責任期間等	民法第637条第1項は、不適合の事実を知ってから1年間以内の通知を義務づける内容ですが、本契約(案)のように契約不適合責任期間が長期にわたる場合、不具合の事実を知った後も長期にわたり不適合を放置することを許容するかのように受け取られ、公平性を欠く条件となりうると考えられますので、本項を削除することをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
365	建設工事請負契約(案)	27	第61条	5			本件施設の契約不適合検査等	契約不適合検査の結果、契約不適合があったとは認められなかった場合には、検査費用の負担については、協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
366	建設工事請負契約書	28	第62条				保証期間中の受注者の性能保証責任	「保証期間」は「契約不適合責任期間」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	「保証期間」は第62条第3項に定義されています。
367	建設工事請負契約(案)	28	第62条	2	(1)		保証期間中の受注者の性能保証責任	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	「不可抗力」に該当するかは、基本契約にある「不可抗力」の定義に該当するかによって判断されます。
368	建設工事請負契約書	28	第62条	4			契約不適合責任期間等	本項は繰り返し適用されることはないという理解でよろしいでしょうか。	延長された保証期間については、第62条各項が適用されます。
369	建設工事請負契約書(案)	30	第70条	2			法令変更	「資本的支出」は、自らの固定資産に関する支出に関する用語であるので、受注者のコストに関して用いるのは誤りではないかと考えます。代替表現をお示し頂くか、解釈についてご教示頂けますでしょうか。	本件施設が受注者の所有であったと仮定した場合に、資本的支出に該当するような費用の支出を伴う法令等の変更が該当するとの解釈です。
370	建設工事請負契約(案)	30	第71条	1			不可抗力	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
371	建設工事請負契約(案)	31	第71条	6			不可抗力	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
372	建設工事請負契約書(案)	31	第71条				不可抗力	不可抗力に基づく損害から「保険によりてん補された部分を除く」こととなっておりますが、不可抗力に起因する保険適用によって保険料が上昇した場合は、当該上昇分は発注者負担又は協議としていただけないでしょうか。	不可抗力に起因して発生した保険料の上昇分の負担については、個別協議の対象とします。
373	建設工事請負契約(案)	31	第71条	7			不可抗力	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
374	建設工事請負契約(案)	34	第75条	1			不可効力	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
375	建設工事請負契約(案)	36	第79条	2			契約が解除された場合等の違約金	本条項は、異常事態が発生した原因が、建設事業者による本件施設の契約不適合によるものであるのか、運営事業者による契約不履行によるものであるのかの判別ができない場合に第10条1項の責任を免れるものではないということの規定してのものであり、契約不履行に関する一般的な考え方を示されていると理解すればよろしいでしょうか。	No349の回答をご参照ください。
376	建設工事請負契約書(案)	45	別紙4				性能保証事項	性能試験要領については最終的に引渡性能試験要領書によって確定され、性能保証事項については、契約前に特定頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。なお、No349の回答もご参照ください。
377	運営業務委託契約書(案)	1	第2条				準拠法及び解釈	文書間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位として、以下のような一文を追記頂けないでしょうか。 「基本契約、本契約、要求水準書等及び提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、質問回答、基本契約、本契約、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先する」	No. 346の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
378	運営・維持管理業務委託契約(案)	2	第8条	1、2			解釈等	第1項にて、質問書での回答内容についての規定がありませんが、質問書での回答内容についても同様に適用されるかの理解でよろしいでしょうか。また適用される場合、第2項における解釈の優先順位についてご教示願います。	No352の回答をご参照ください。
379	運營業務委託契約書(案)	8	第25条	3項			処理対象物の受入れ等	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
380	運営・維持管理業務委託契約(案)	8	第27条	3			処理不適物の取り扱い	「発見することが不可能であった」とは、受注者が要求水準書に従って実施すべき異物の混入防止措置の範囲に照らして通常発見できない場合に適用される、という理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
381	運營業務委託契約書(案)	10	第33条				免責の否定	本条但書の規定は、帰責者が責任を負うという考え方に基づいて起案されていると理解してよろしいでしょうか。	規定にあるとおり、運営マニュアル等に従ったことのみを理由に免責されることはない、という趣旨です。
382	運営・維持管理業務委託契約(案)	11	第36条	2			モニタリング	本項の「運營業務費委託費の減額等」については、具体的には別紙2の規定に従って適用されるという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
383	運營業務委託契約書(案)	12	第38条				停止期間中等の処理対象物の処理	不可抗力等のやむを得ない事により、緊急代替処理策が実施された場合には、第54条などに準じて受注者に生じた費用損害について発注者にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご質問が「等」「など」と記載されて想定される事象の範囲が不明確となっているため、回答しかねます。個別の原因に応じて、関連する条文の適用により負担者が決まります。
384	運營業務委託契約書(案)	12	第39条				臨機の措置	建設工事請負契約第54条に基づく本件施設の引き渡しから3年を経過するまでの期間であっても、不可抗力または受注者の責めに帰すことのできない事由によることを受注者が明らかにした場合には、第54条規定の適用及び前4項と同様に協議とさせていただけないでしょうか。つきましては、第5項の末尾に以下文章を追記いただけないでしょうか。 「ただし、本件施設の引き渡しから3年を経過するまでの期間であっても、不可抗力または受注者の責めに帰すことのできない事由によることを受注者が明らかにした場合、当該措置に要した費用は第54条規定の適用および負担割合を発注者と協議により決定する。」	原案のとおりとします。
385	運營業務委託契約書(案)	12	第39条	4項			臨機の措置	但書について、「不可抗力を除く」とありますが、不可抗力の場合は第54条により決せられるために、除くと記載されていると理解すればよろしいでしょうか。また、「発注者及び受注者が」負担するということは第54条に則って決定されるということではよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
386	運營業務委託契約書 (案)	13	第40条	1項			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。「不可抗力を除く」とありますが、不可抗力の場合は第54条により決せられるために、除くと記載されていると理解すればよろしいでしょうか。また、「発注者及び受注者が」負担するということは第54条に則って決定されるということによろしいでしょうか。	前段についてはNo. 367の回答をご参照ください。 後段については、貴社ご理解のとおりです。
387	運営・維持管理業務委託契約 (案)	13	第40条	2			負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	建設事業者とは別の経営主体である特別目的会社と建設事業者を同一視する規定であり、特別目的会社を設立して運営を実施する全体的な契約スキームを骨抜きにする虞があるほか、結果として徒に特別目的会社の財務状況を悪化させる虞のある規定でもあるため、削除を含めご再考頂けませんか。	原案のとおりとします。
388	運營業務委託契約書 (案)	13	第40条	4項			費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
389	運営・維持管理業務委託契約 (案)	14	第41条	2			運転停止を伴わない異常事態の発生に対する運営固定費の減額	本項により何ら帰責事由のない特別目的会社が賠償義務を負うことは不合理であり、かつ、代表企業ら特別目的会社の出資者に対し、特別目的会社が債務を引き受ける構図であって、発注者の債権保全の観点からの効果も薄いものと考えられますので、削除を含めご再考頂けませんか。	原案のとおりとします。
390	運営・維持管理業務委託契約	14	第42条				提案売電量未達に対する運営固定費の減額	本条による固定費の減額については、提案売電量未達に対する賠償に代える措置であると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
391	運營業務委託契約書 (案)	14	第42条	2			提案売電量未達に対する運営固定費の減額	「受注者の責めに帰すことのできない事由」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
392	運營業務委託契約書 (案)	15	第44条	2			発電設備の運転	受注者は、余剰電力を電気事業者に販売とありますが、売電先の確保は受注者の範囲と解釈してよろしいでしょうか。	売電先の確保は組合ですが、より良い提案があった場合は協議とします。なお、契約書の締結時には内容を修正します。
393	運營業務委託契約書 (案)	16	第49条	2			要求水準書及び事業提案書の変更	「法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く」とありますが、これはそれぞれに関する条項が優先して適用されるために規定されていると理解すればよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
394	運営・維持管理業務委託契約 (案)	17	第51条				第三者の損害	「発注者及び受注者は協議を行い、当該損害額に係る両者間の負担割合を決定する。」とありますが、負担割合の協議とは、受注者の帰責する部分の有無等の確認を行う趣旨であり、発注者側の負担するリスクの範疇について、受注者に一部負担を求める意図ではないと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
395	運営・維持管理業務委託契約 (案)	18	第51条	5			法令変更	「資本的支出」は、自らの固定資産に関する支出に関する用語であるので、受注者のコストに関して用いるのは誤りではないかと考えます。代替表現をお示し頂くか、解釈についてご教示頂けますでしょうか。	No. 369の回答をご参照ください。

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
396	運營業務委託契約書(案)	19	第53条				不可抗力	本条における「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
397	運營業務委託契約書(案)	19	第54条				不可抗力	本条における「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響も考慮いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 367の回答をご参照ください。
398	運營業務委託契約書(案)	31	別紙3	添付-9	ウ	(7)	運營業務委託費の支払方法(入札説明書添付資料6)	また、計画ごみ処理量及び計画ごみ質の低下等により、事業提案書提出時と条件に差異が生じ、事業者の提案した単価が実態に整合しないと組合が認めた場合には、協議を行うものとするがありますが、協議の結果により委託費用の改定も可能と解釈してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
399	運營業務委託契約書(案)	31	別紙3	添付-10	ウ	(4) 5)	改定に用いる指数	改定に用いる指数の表の下部に、注)使用する指数は確定値とするとありますが、予期できない物価高騰など指定された指数による見直し方法が適当でないと発注者が認めた費目については、発注者と受注者との協議の上で別途見直し方法を定めることができるようにしていただけないでしょうか。	本記載では、各指数で示される「速報値」ではなく「確定値」を使用するという意味で使用しています。また指数の見直しについては、入札説明書添付資料の添付-9ページウ(4)5)に示すとおりです。
400	様式集【excel版】	-	様式第6-14号添付資料				エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量注2)	「なお、排出係数の提案も可とするが、その場合は備考欄に「係数変更」と記載し、これに係る説明を様式第6-14号にて記載すること。」とありますが、本排出係数は「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」で定めるものであり、例外はないものと思いません。提案事業者の二酸化炭素排出量を公平に比較するという観点から、排出係数の提案は不可としていただけないでしょうか。もし提案を可とする場合は、排出係数の変更を認める場合の判断基準を明示していただけないでしょうか。	電気の使用については、事業者が契約する電力会社や契約プランにより、係数が異なります。また、燃料についてもJ-クレジットの活用などの可能性があることを認識しています。なお、係数変更の提案については温対法・省エネ法への適用可否、PR効果、モニタリングの確実性などについて総合的に判断します。
401	様式集【excel版】	-	様式第6-14号添付資料				エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量	年間ごみ量は50,295t、基準ごみとして算出してよろしいでしょうか。	エネルギー回収施設では、要求水準書設計・建設業務編p7に示す貴社ご理解のとおりで、マテリアルリサイクル推進施設では、要求水準書設計・建設業務編p11表1.7に示すごみ量を基本として算出してください。
402	様式集【excel版】	-	様式第6-14号添付資料				エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量	動物の年間処理量は1,935頭と提示いただいておりますが、想定する動物の種類や重量などにより燃料使用量・熱投入量が異なります。動物焼却分については前提条件の想定が不確定要素であるため、二酸化炭素排出量として考慮しない計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
403	様式集 【excel版】	-	様式第6-15号	提案売電量	<p>「ごみ処理施設整備の基本計画・設計要領(2017年度改訂版)」のp112において、「低位発熱量の設定は、ピット内ごみ等の分析データが十分にあれば、出現頻度が正規分布に従うと仮定し、90%信頼区間の両端をもって、上、下限を定めることが行われている。(図4.5.3-6)」と記載がありますので、提案の有効性を高めるため、ごみの出現確率を考慮して、売電電力に重みづけをしてはいいでしょうか。</p>  <p>図4.5.3-6 低位発熱量の分布</p>	様式第6-15号の算定式に示すとおり、全マスの平均とします。
404	様式集 【excel版】	-	様式第6-15号添付資料	運転計画	<p>動物の年間処理量は1,935頭と提示いただいておりますが、前提条件の想定が不確定要素であるため、動物焼却分は操炉計画および電力計画の表への加算について、考慮しない計画としてよろしいでしょうか。</p>	貴社ご理解のとおりです。
405	様式集 【excel版】	-	様式第7-1号	事業費	<p>注5) で入札書と整合させることとありますが、ワードの様式第4-1号入札書は税抜き指定です。エクセルの第7-1号は税込みで記載することになっていますが、税抜きでよろしいでしょうか。</p>	様式第7-1号は、交付金申請等に使用するため、税込みで記載してください。
406	様式集 【excel版】	-	様式第7-2-2号	ごみ処理施設設計・建設工事費(施設区分別)	<p>税抜きで記載することによろしいでしょうか。</p>	様式第7-2-2号は、交付金申請等に使用するため、税込みで記載してください。
407	様式集 【excel版】	-	様式第7-15号	外形標準課税	<p>外形標準課税はSPCの運営に要する費用なので、営業費用の欄に記入してよろしいでしょうか。</p>	貴社ご理解のとおりです。
408	様式集 【excel版】	-	様式第7-17号、様式第7-18号	地元発注金額	<p>今回建設工事の元請は共同企業体(JV)となりますが、甲型JVを結成する場合、JV受注金額のうち地元所在地を有する企業の出資比率分については地元発注金額に算入可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	貴社ご理解のとおりです。
409	様式集 【excel版】	-	様式第7-17号、様式第7-18号	地元発注金額	<p>今回建設工事の元請は共同企業体(JV)となりますが、乙型JVを結成する場合、JV構成員のうち地元所在地を有する企業の受注額については全額地元発注金額に算入可能と理解してよろしいでしょうか。</p>	貴社ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問内容	回答
410	様式集 【excel版】	-	様式第7-17号、様式第7-18号	地元発注金額	地元企業B社を含む甲型JV(例、地元外A社：地元B社=9：1)が貴組合と建設工事請負契約を結び、更に当該JVから工事等を地元企業C社に下請発注した場合、甲型JV受注金額の10%を地元発注金額として算入したうえで、さらに地元企業C社への発注金額のうち90%を地元発注金額として算入する、との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
411	様式集 【excel版】	-	様式第7-17号、様式第7-18号	地元発注金額	地元企業B社を含む乙型JVが貴組合と建設工事請負契約を結び、更に当該JVから工事等を地元企業C社に下請発注した場合、乙型JV受注金額のうち、二重計上にならないことを前提に、JV構成員の各分担範囲で地元企業に発注した分を計上するという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
412	様式集 【excel版】	-	様式第7-17号、様式第7-18号	地元発注金額	地元企業が通常の事業活動で取り扱っていない商品に対して、本事業に限定して中間流通の商社行為を行う場合、地元企業への発注金額としては計上不可と考えてよろしいでしょうか。地元企業が通常の事業活動を通じて取り扱っている商品の場合は除きます。評価の公平性から、計上額算出にあたり、ルールを確認するものです。	貴社ご理解のとおりです。